

8) 環境関連の社会資本の状況

(1) 上水道・下水道の普及状況

ア. 上水道

実施区域及び周辺地域並びに神奈川県の水道普及率等の状況は、表 3-2-14 に示すとおりである。
伊勢原市の水道普及率は 99.5%となっている。

表 3-2-14 水道普及率等の状況（令和 2 年度）

市、県 項 目	伊勢原市	平塚市	秦野市	神奈川県
行政区域内人口（人）	101,689	257,149	162,072	9,231,056
現在給水人口（人）	101,155	256,937	161,956	9,219,684
普及率（%）	99.5	99.9	99.9	99.9

資料：「県勢要覧2021（令和3年度版）」（令和4年3月 神奈川県統計センター）

イ. 下水道

実施区域及び周辺地域並びに神奈川県の下水道普及率等の状況は、表 3-2-15 に示すとおりである。
伊勢原市の下水道普及率は 79.8%となっている。

表 3-2-15 下水道普及率等の状況（令和 2 年度）

市、県 項 目	伊勢原市	平塚市	秦野市	神奈川県
行政人口（千人）	100.1	256.4	160.0	9,221.5
処理区域	人口（千人）	79.8	250.3	8,934.4
	面積（ha）	904	3,532	2,188
普及率（%）	79.8	97.6	87.9	96.9

注1) 行政人口は、令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口。

2) 普及率は、処理区域人口を行政人口で除した値。

資料：「県勢要覧2021（令和3年度版）」（令和4年3月 神奈川県統計センター）

(2) 公園及び緑地の分布状況

実施区域の位置する伊勢原市の公園及び緑地の整備状況は、表 3-2-16(1) に示すとおりである。また、実施区域及び周辺地域の公園・広場は表 3-2-16(2) に、実施区域周辺の公園及び緑地の分布状況は、図 3-2-11 に示すとおりである。

伊勢原市には、公園及び緑地が 147 か所あり、実施区域から最も近い公園・広場は、実施区域の南東側に位置することもスポーツ広場である。また、実施区域周辺には規模の大きい公園として、県立いせはら塔の山緑地公園等が存在する。

表 3-2-16(1) 伊勢原市の公園及び緑地の整備状況

	街区公園	近隣公園	地区公園	都市緑地	緑道	合計
箇所	139	7	0	1	0	147
面積（ha）	13.96	11.37	0	1.21	0	26.54

資料：「神奈川県土地統計資料集」（令和4年3月 神奈川県政策局政策部土地水資源対策課）

表 3-2-16(2) 実施区域周辺の公園・広場

地点 番号	市	公園名
1	伊勢原市	谷戸岡公園
2		坂東公園
3		もえぎ台公園
4		串橋公園
5		後原公園
6		みやのね公園
7		宮ノ根西公園
8		にしこうち公園
9		木の元公園
10		向田公園
11		押堀公園
12		チャンピオンすずかわパーク（鈴川公園）
13		市ノ坪公園
14		榎戸公園
15		貝ヶ窪公園
16		榎戸南公園
17		八雲殿公園
18		押堀北公園
19		大塚戸公園
20		関台公園
21		関台南公園
22		布袋久保公園
23		堂面第二公園
24		堂面第一公園
25		こどもスポーツ広場
26		伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場
27	平塚市	ふじみ野第1公園
28		ふじみ野第2公園
29		ひかりのまち公園
30	秦野市	もえぎ台公園
31		ひろまち児童遊園地
32		あしやまえ児童遊園地
33		あしや児童遊園地
34		ゆみひかず児童遊園地
35		ひかりのおか公園

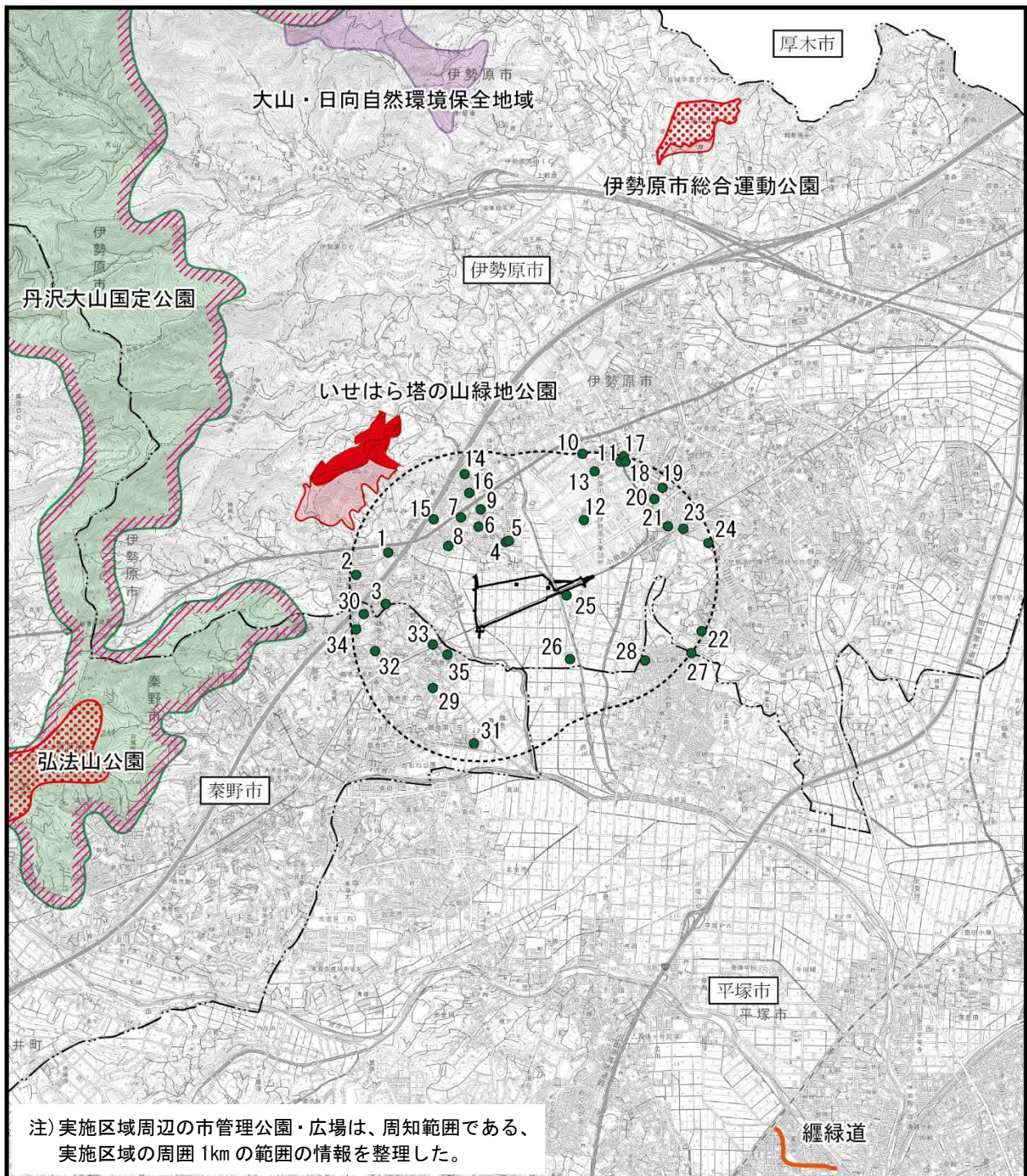
注) 地点番号は、図3-2-11と対応する。

資料：「公園一覧表」（伊勢原市ホームページ 令和4年9月閲覧）

「施設」（伊勢原市ホームページ 令和4年9月閲覧）

「平塚市の都市公園」（平塚市ホームページ 令和4年9月閲覧）

「公園課の管理する公園・緑地」（秦野市ホームページ 令和4年9月閲覧）



凡 例

- | | | |
|--|--|--|
| : 実施区域 | : 県立都市公園 | : 主な市町立都市公園等 |
| : 市 界 | : 都市計画公園等
(計画 or 整備中) | : 自然環境保全地域普通地区 |
| : 周知範囲 | : 緑道等 | : 国立・国定・県立自然公園 |
| : 市管理公園・広場 | | : 国立・国定・県立
自然公園第三種特別地域 |

図 3-2-11 実施区域周辺の公園及び緑地の分布状況

資料：「H23 かながわの公園緑地マップ」(神奈川県ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧)
「公園一覧表」(伊勢原市ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧)
「施設」(伊勢原市ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧)
「平塚市の都市公園」(平塚市ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧)
「公園課の管理する公園・緑地」
(秦野市ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧)



1:50,000

0 1 2km

(3) 廃棄物処理施設等の状況

ア. 一般廃棄物

実施区域及び周辺地域並びに神奈川県の一一般廃棄物の排出及び処理状況は、表 3-2-17 に示すとおりである。

「令和 2 年度 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」（令和 4 年 4 月 神奈川県）によると、伊勢原市から排出される一般廃棄物は、秦野市伊勢原市環境衛生組合の運営する伊勢原清掃工場及びはだのクリーンセンターにおいて処理されている。

令和 2 年度における伊勢原市の一般廃棄物総排出量は 30,175 t となっており、このうち焼却処理が 24,260 t で、全体の約 80%を占めている。

表 3-2-17 一般廃棄物の排出及び処理状況（令和 2 年度）

単位：t

市、県		伊勢原市	平塚市	秦野市	神奈川県
項 目					
年間総排出量		30,175	80,181	49,014	2,819,079
計画収集総量		27,251	80,181	48,651	2,579,380
年間 総処理量	焼却処理	24,260	62,025	35,207	2,147,317
	埋立処理	495	827	791	7,958
	資源化量	2,496	16,986	12,653	414,476
	減量化量	-	343	-	9,629
1 日当たり焼却処理量		66	170	96	5,883

資料：「令和2年度 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」（令和4年4月 神奈川県）

イ. 産業廃棄物

神奈川県内の産業廃棄物の発生及び処理状況は、表 3-2-18 に示すとおりである。

「令和 3 年度 神奈川県産業廃棄物処理実績調査報告書（令和 2 年度実績）」（令和 3 年 11 月 神奈川県）によると、神奈川県内の令和 2 年度の産業廃棄物処理量は、約 957 万 t となっており、このうち約 51%をがれき類が占めている。

「産業廃棄物処理業者名簿」（神奈川県ホームページ 令和 6 年 12 月閲覧）によると、伊勢原市には 2 事業者の産業廃棄物処分業の施設が存在し、特別管理産業廃棄物処分業の施設は存在しない。

表 3-2-18 産業廃棄物の排出及び処理状況（令和 2 年度）

単位：t

区 分		処理量	再生利用量	最終処分量	減量化量
種 類					
燃え殻		43,782	40,621	4,905	-1,743
汚泥		2,241,872	1,125,566	27,815	1,088,491
廃油		41,658	16,724	1,015	23,919
廃酸		57,389	13,666	1,766	41,957
廃アルカリ		87,104	1,324	4,233	81,546
廃プラスチック類		463,494	149,126	85,783	228,585
紙くず		44,027	33,181	3,146	7,699
木くず		649,242	576,026	6,832	66,385
繊維くず		17,260	1,968	2,911	12,380
動植物性残さ		41,908	20,198	529	21,182
動物系固形不要物		0	0	0	0
ゴムくず		31	1	15	16
金属くず		141,822	125,149	1,354	15,319
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		462,158	358,646	41,060	62,452
鉱さい		20,886	18,643	636	1,608
がれき類		4,915,840	4,688,014	22,632	205,194
動物のふん尿		54	6	30	18
動物の死体		0	0	0	0
ばいじん		193,051	148,908	12,975	31,168
混合廃棄物その他		150,461	31,197	36,494	82,771

資料：「令和3年度 神奈川県産業廃棄物処理実績調査報告書（令和2年度実績）」（令和3年11月 神奈川県）

9) 公害の状況

(1) 大気汚染

実施区域周辺の大気汚染常時監視測定局における環境基準の適合状況は、表 3-2-19 に示すとおりである。また、これらの測定局の位置は、図 3-2-12 に示すとおりである。

測定結果は表 3-2-20～表 3-2-24 に示すとおりである。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、2つの測定局ともに環境基準を達成している。微小粒子状物質は、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）1局のみで測定しており、環境基準を達成している。また、一般局のみで測定を行っている項目のうち、光化学オキシダントは、環境基準を達成しておらず、ダイオキシン類については、環境基準を達成している。

表 3-2-19 大気汚染の環境基準の適合状況

地点番号	測定局	住所	環境基準の適合状況						
			二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	光化学オキシダント (Ox)	ダイオキシン類
1	伊勢原市役所 (一般局)	伊勢原市 田中 348	—	—	○	○	—	■	○
2	伊勢原市 谷戸岡 (自排局)	伊勢原市 大住台 1 丁目 1-1	—	—	○	○	○	—	—

注1) 地点番号は、図3-2-12に対応している。

2) ○：環境基準を達成していることを示す。

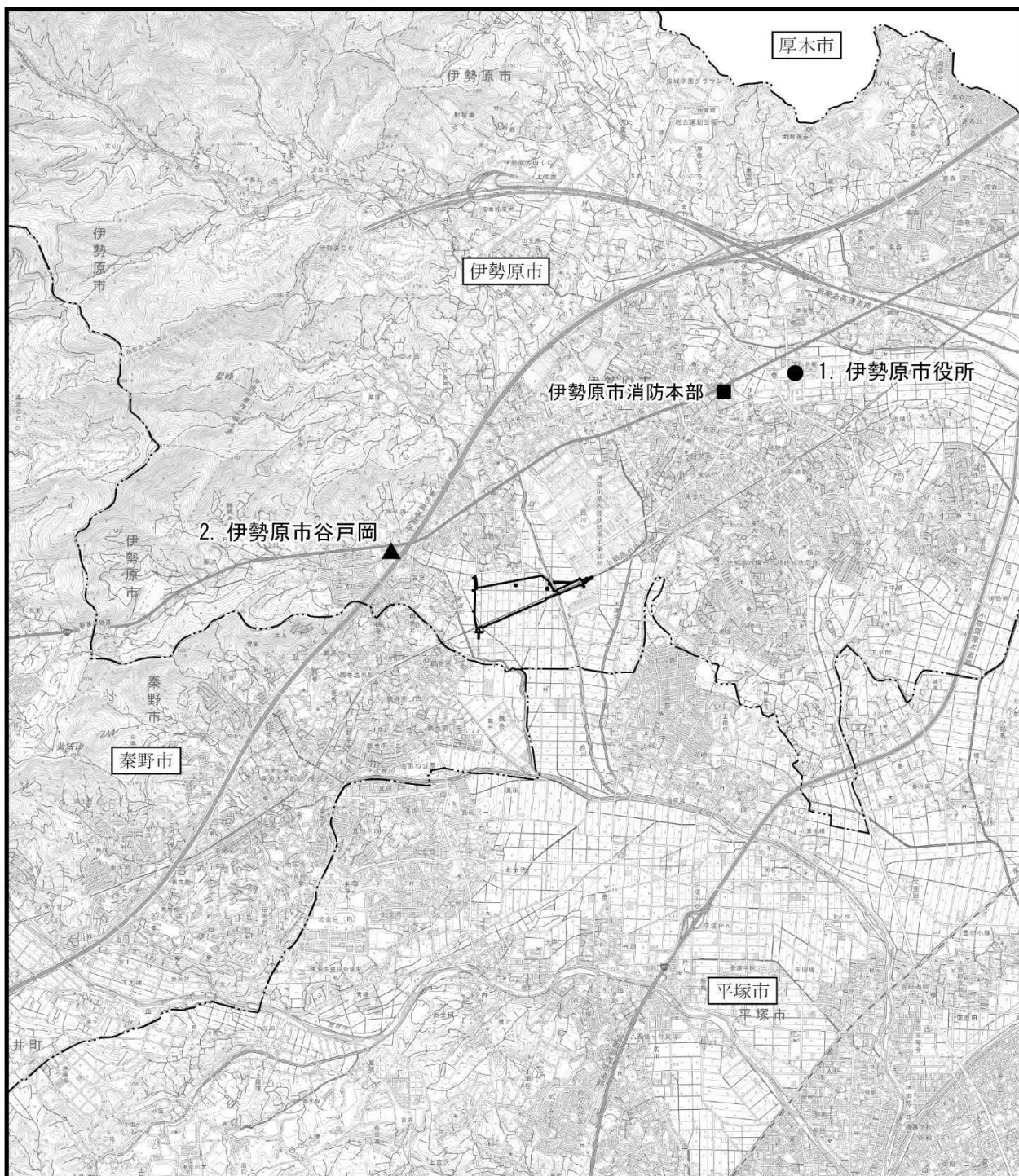
■：環境基準を達成していないことを示す。

—：測定されていないため、データがないことを示す。

3) 長期的評価及び短期的評価の内容は、以下のとおりである。

- SO₂ <長期的評価>：年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
- <短期的評価>：日平均値がすべての有効測定日で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
- CO <長期的評価>：年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
- <短期的評価>：日平均値がすべての有効測定日で10ppm以下であり、かつ、8時間平均値（24時～8時、8時～16時、16時～24時までの時間帯の平均値）が20ppm以下であること。
- NO₂ <長期的評価>：年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。
- SPM <長期的評価>：年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。
- <短期的評価>：日平均値がすべての有効測定日で0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
- PM_{2.5} <長期的評価>：1年平均値が15μg/m³以下であること。
- <短期的評価>：年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが35μg/m³以下であること。
- Ox <短期的評価>：1時間値が0.06ppm以下であること。（昼間の時間帯：5時～20時）
- ダイオキシン類 <長期的評価>：年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。

資料：「令和2年度 神奈川の大気汚染」（令和4年4月 神奈川県環境科学センター）



凡 例

□ : 実施区域

— : 市 界

● : 大気汚染常時監視測定局（一般局）

▲ : 大気汚染常時監視測定局（自排局）

■ : 気象観測地点

図 3-2-12 大気汚染常時監視測定局等位置

資料：「令和 2 年度 神奈川の大気汚染」
(令和 4 年 4 月 神奈川県環境科学センター)



1:50,000

0 1 2km

表 3-2-20(1) 二酸化窒素の測定結果（令和 2 年度）

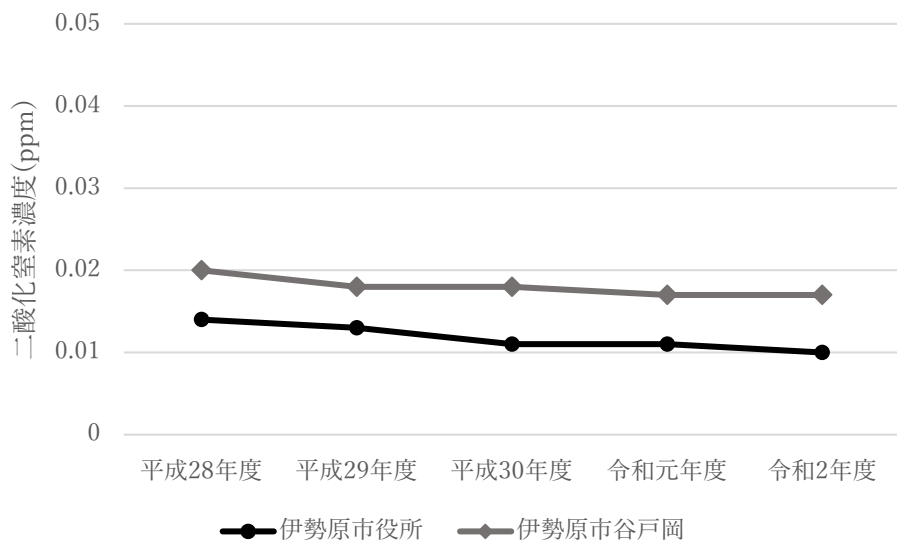
地点 番号	区分	測定局名	有効 測定 日数	測定 時間	年平均値	1 時間 値の 最高値	日平均 値の 年間 98%値	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数と その割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数とその割合	
			日	時間	ppm	ppm	ppm	日	%	日	%
1	一般局	伊勢原市役所	361	8621	0.010	0.054	0.025	0	0.0	0	0.0
2	自排局	伊勢原市谷戸岡	362	8635	0.017	0.062	0.032	0	0.0	1	0.3
環境基準			1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。								

注) 地点番号は、図3-2-12に対応している。

資料：「令和2年度 神奈川の大気汚染」（令和4年4月 神奈川県環境科学センター）

表 3-2-20(2) 二酸化窒素の測定結果（経年変化）

地点 番号	区分	測定局名	年平均値 (ppm)				
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1	一般局	伊勢原市役所	0.014	0.013	0.011	0.011	0.010
2	自排局	伊勢原市谷戸岡	0.020	0.018	0.018	0.017	0.017



注) 地点番号は、図3-2-12に対応している。

資料：「令和2年度 神奈川の大気汚染」（令和4年4月 神奈川県環境科学センター）

表 3-2-21 (1) 浮遊粒子状物質の測定結果（令和 2 年度）

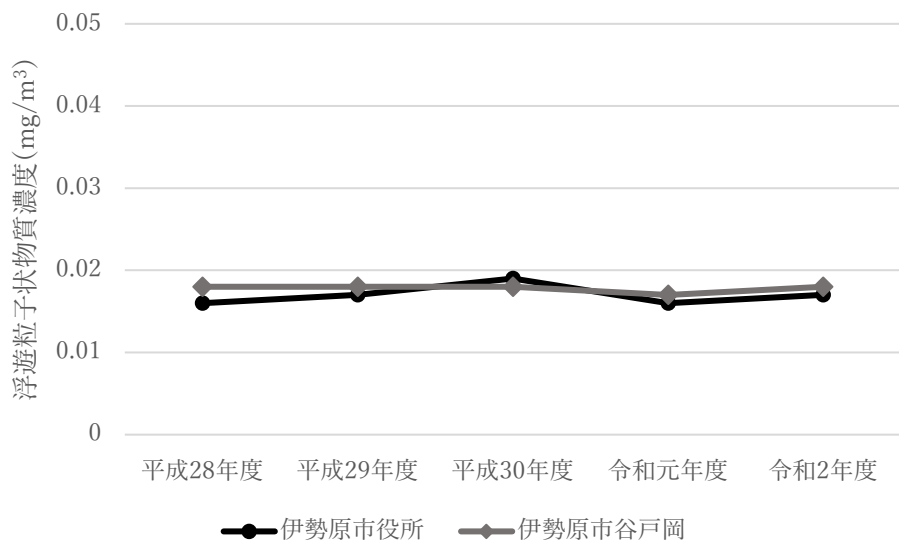
地点 番号	区分	測定局名	有効 測定 日数	測定 時間	年平均値	1 時間 値の 最高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合	
			日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%
1	一般局	伊勢原市役所	361	8668	0.017	0.102	0.043	0	0.0	0	0.0
2	自排局	伊勢原市谷戸岡	362	8685	0.018	0.137	0.042	0	0.0	0	0.0
環境基準			1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。								

注) 地点番号は、図3-2-12に対応している。

資料：「令和2年度 神奈川の大気汚染」（令和4年4月 神奈川県環境科学センター）

表 3-2-21 (2) 浮遊粒子状物質の測定結果（経年変化）

地点 番号	区分	測定局名	年平均値 (mg/m ³)				
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1	一般局	伊勢原市役所	0.016	0.017	0.019	0.016	0.017
2	自排局	伊勢原市谷戸岡	0.018	0.018	0.018	0.017	0.018



注) 地点番号は、図3-2-12に対応している。

資料：「令和2年度 神奈川の大気汚染」（令和4年4月 神奈川県環境科学センター）

表 3-2-22(1) 光化学オキシダントの測定結果（令和 2 年度）

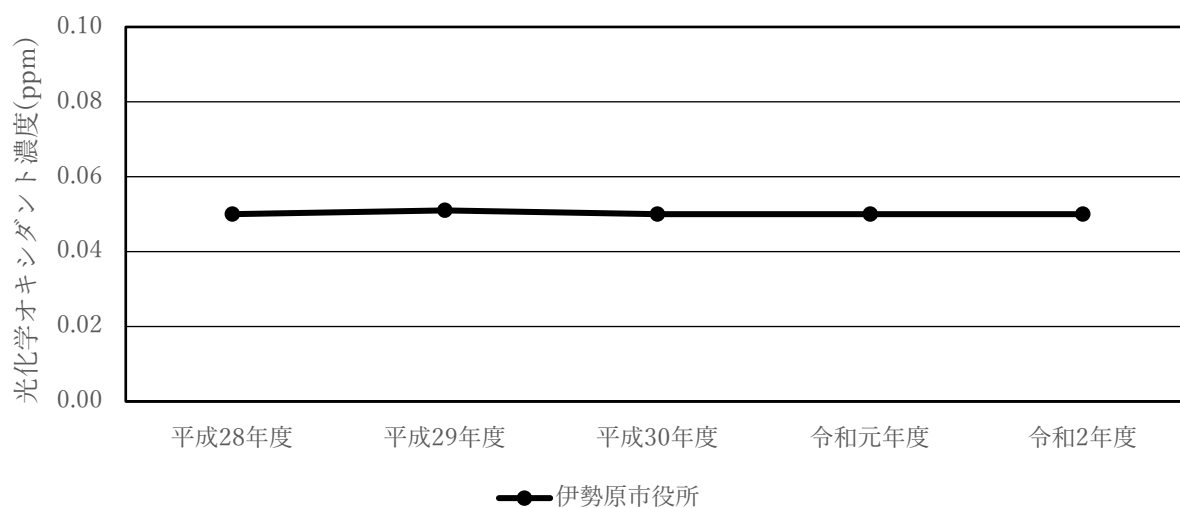
地点 番号	区分	測定局名	有効 測定 日数	測定 時間	年平均値	1 時間値の 最高値	日最高 1 時間 値の年 平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた 日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の 日数と時間数	
			日	時間	ppm	ppm	ppm	日	時間	日	時間
1	一般局	伊勢原市役所	365	5374	0.035	0.116	0.05	91	485.0	0	0
環境基準			1 時間値が 0.06ppm 以下であること。								

注) 地点番号は、図3-2-12に対応している。

資料：「令和2年度 神奈川の大気汚染」（令和4年4月 神奈川県環境科学センター）

表 3-2-22(2) 光化学オキシダントの測定結果（経年変化）

地点 番号	区分	測定局名	年平均値(ppm)				
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1	一般局	伊勢原市役所	0.050	0.051	0.050	0.050	0.050



注) 地点番号は、図3-2-12に対応している。

資料：「令和2年度 神奈川の大気汚染」（令和4年4月 神奈川県環境科学センター）

表 3-2-23(1) 微小粒子状物質の測定結果（令和2年度）

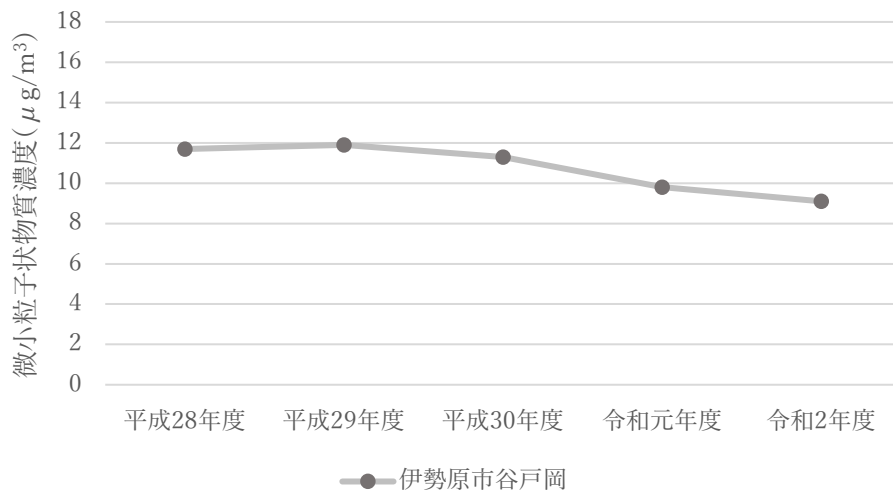
地点番号	区分	測定局名	有効測定日数	年平均値	日平均値の98%値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
			日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
2	自排局	伊勢原市谷戸岡	279	9.1	23.8	1	0.4
環境基準			1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。				

注) 地点番号は、図3-2-12に対応している。

資料：「令和2年度 神奈川の大気汚染」（令和4年4月 神奈川県環境科学センター）

表 3-2-23(2) 微小粒子状物質の測定結果（経年変化）

地点番号	区分	測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
2	自排局	伊勢原市谷戸岡	11.7	11.9	11.3	9.8	9.1

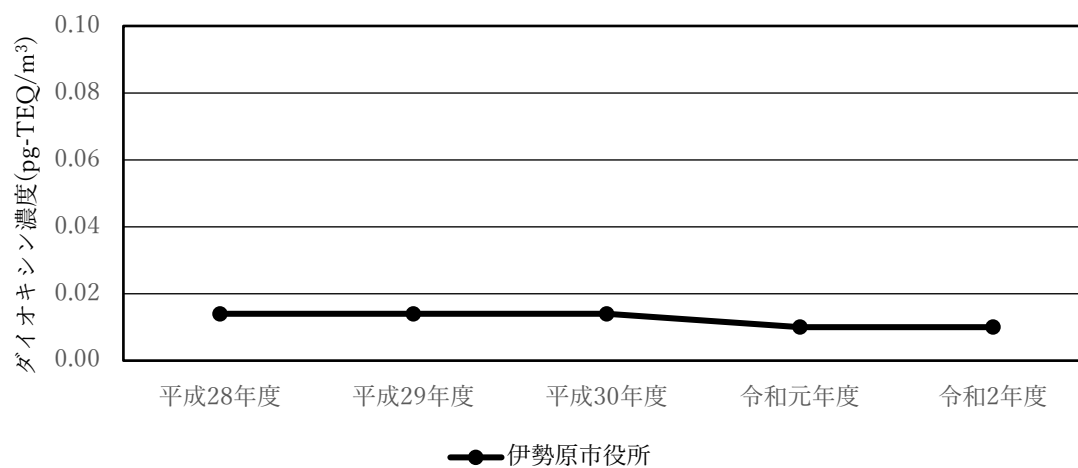


注) 地点番号は、図3-2-12に対応している。

資料：「令和2年度 神奈川の大気汚染」（令和4年4月 神奈川県環境科学センター）

表 3-2-24 ダイオキシン類の測定結果（経年変化）

地点 番号	区分	測定局名	年平均値 (pg-TEQ/m ³)				
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1	一般局	伊勢原市役所	0.014	0.014	0.014	0.010	0.010
環境基準			年平均値が 0.6pg - TEQ/m ³ 以下であること。				



注) 地点番号は、図3-2-12に対応している。

資料：「平成28～令和2年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県環境科学センター）

(2) 水質汚濁

ア. 公共用水域の水質

実施区域及び周辺地域では、公共用水域の水質測定計画に基づき、神奈川県等により水質調査が行われている。

実施区域周辺及びその周囲の河川における公共用水域（河川）における水質調査結果は表 3-2-25 及び表 3-2-26 に、水質調査地点は図 3-2-13 に示すとおりである。

生活環境項目について、矢羽根川（桜台小学校南）の水素イオン濃度と金目川（小田急鉄橋）の大腸菌群数が環境基準を達成していないが、その他はすべての調査地点と項目で環境基準を達成している。

健康項目については全地点で環境基準を達成している。

表 3-2-25 水質汚濁の測定結果（生活環境項目）

地点番号	河川名	調査地点	測定項目					類型
			水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素量	大腸菌群数	
			(pH)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(MPN/100mL)	
1	鈴川	猪股橋	7.8	0.6	1	10.7	7,900	C 類型
2	鈴川	大場田橋	8.2	0.9	1	11.2	2,200	C 類型
3	善波川	善波 1008 番地先	7.9	0.5	1	10.2	13,000	C 類型
4	善波川	弁天橋	8.2	1.1	3	10.8	4,600	C 類型
5	板戸川	木津根橋	8.3	1.0	1	12.4	2,300	C 類型
6	矢羽根川	桜台小学校南	8.6	1.9	3	14.5	11,000	C 類型
7	矢羽根川	赤羽根橋	8.0	2.7	3	10.0	17,000	C 類型
8	渋田川	川上橋	8.2	1.7	2	10.3	2,300	C 類型
9	歌川	仲田橋下流	8.3	4.7	4	10.8	940	C 類型
10	筒川	沢尻橋下流	7.6	2.2	11	8.2	7,900	C 類型
11	栗原川	宮ノ根橋	8.2	0.6	3	11.1	4,900	C 類型
12	鈴川	終末処理場最終放流口下流堰	7.4	1.4	2	9.1	13	C 類型
13	鈴川	舟橋	7.9	1.2	5	9.6	—	C 類型
14	鈴川	榎田排水路	8.1	1.6	6	10.5	—	C 類型
15	金目川	吾妻橋	8.1	0.5	5	9.9	—	C 類型
16	鈴川	金田排水路	7.8	1.0	5	10.2	—	C 類型
17	金目川	土屋橋歩道橋	8.1	0.6	5	9.6	—	C 類型
18	金目川	座禅川寺分大橋	8.2	0.7	3	11.2	—	C 類型
19	金目川	三笠川	8.0	1.6	5	9.2	—	C 類型
20	鈴川	下之宮橋	7.6	2.7	17	8.0	2,000	C 類型
21	渋田川	立掘橋	7.7	2.7	17	8.1	3,000	C 類型
22	金目川	小田急鉄橋	8.0	0.7	2	9.7	3,400	A 類型
環境基準	類型	A 類型	6.5 以上	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下	—
		C 類型	8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—	—

注1) 地点番号は、図3-2-13に対応する。

2) 網掛けは環境基準を達成していないことを示す。

3) 「—」は測定されていないことを示す。

資料：「令和3年度 いせはらの環境」（令和4年8月 伊勢原市経済環境部対策課）

「ひらつか環境測定レポート（令和3年度版）」（令和4年8月 平塚市環境部環境保全課）

「令和2年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和4年7月 神奈川県環境科学センター）

表 3-2-26(1) 水質汚濁の測定結果（健康項目）

地点番号		1	2	3	4	5	環境基準
測定地点		鈴川	鈴川	善波川	善波川	板戸川	
		猪股橋	大場田橋	善波 1008 番地先	弁天橋	木津根橋	
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	—	<0.1	—	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	—	<0.005	—	<0.005	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	—	<0.02	—	<0.02	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	—	<0.005	—	<0.005	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	—	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.002
クロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.1
シス 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.006
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.002
チウラム	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.006
シマジン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.02
ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.01
セレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	0.83	1.3	1.8	1.7	3.4	≦10
ふっ素	mg/L	—	<0.08	—	<0.08	<0.08	≦0.8
ほう素	mg/L	—	<0.02	—	0.02	0.02	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.05

注1) 地点番号は、図3-2-13に対応する。

2) 「—」は測定されていないことを示す。NDは不検出を示す。

3) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回することを示す（定量下限値は、全シアン0.1mg/L、アルキル水銀及びPCB0.0005mg/L）。

資料：「令和3年度 いせはらの環境」（令和4年8月 伊勢原市経済環境部対策課）

表 3-2-26 (2) 水質汚濁の測定結果 (健康項目)

地点番号		6	7	8	9	10	環境基準
測定地点		矢羽根川	矢羽根川	渋田川	歌川	筒川	
		桜台 小学校南	赤羽根橋	川上橋	仲田橋下流	沢尻橋下流	
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	—	—	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	—	<0.005	—	—	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	—	<0.02	—	—	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	—	<0.005	—	—	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	—	<0.0005	—	—	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.002
クロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.1
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.006
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.002
チウラム	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.006
シマジン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.02
ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.01
セレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	4.1	2.8	3.6	2.0	2.1	≦10
ふっ素	mg/L	—	<0.08	—	—	<0.08	≦0.8
ほう素	mg/L	—	<0.02	—	—	<0.02	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.05

注1) 地点番号は、図3-2-13に対応する。

2) 「—」は測定されていないことを示す。NDは不検出を示す。

3) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回することを示す(定量下限値は、全シアン0.1mg/L、アルキル水銀及びPCB0.0005mg/L)。

資料：「令和3年度 いせはらの環境」(令和4年8月 伊勢原市経済環境部対策課)

表 3-2-26 (3) 水質汚濁の測定結果（健康項目）

地点番号		11	12	13	14	15	環境基準
測定地点		栗原川	鈴川	鈴川	鈴川	金目川	
		宮ノ根橋	終末処理場 最終放流口 下流堰	舟橋	榎田排水路	吾妻橋	
カドミウム	mg/L	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	<0.1	—	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	—	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	<0.02	—	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	<0.005	—	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.002
クロロエチレン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.1
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.006
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	<0.0004	—	—	≦0.002
チウラム	mg/L	—	—	<0.0006	—	—	≦0.006
シマジン	mg/L	—	—	<0.0003	—	—	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	—	—	<0.002	—	—	≦0.02
ベンゼン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.01
セレン	mg/L	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	2.3	8.1	3.9	2.1	3.6	≦10
ふっ素	mg/L	<0.08	—	<0.08	<0.08	<0.08	≦0.8
ほう素	mg/L	<0.02	—	0.04	0.02	<0.02	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	<0.005	—	—	≦0.05

注1) 地点番号は、図3-2-13に対応する。

2) 「—」は測定されていないことを示す。NDは不検出を示す。

3) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回ることを示す（定量下限値は、全シアン0.1mg/L、アルキル水銀及びPCB0.0005mg/L）。

資料：「令和3年度 いせはらの環境」（令和4年8月 伊勢原市経済環境部対策課）

「ひらつか環境測定レポート（令和3年度版）」（令和4年8月 平塚市環境部環境保全課）

表 3-2-26 (4) 水質汚濁の測定結果（健康項目）

地点番号		16	17	18	19	20	環境基準
測定地点		鈴川	金目川	金目川	金目川	鈴川	
		金田排水路	土屋橋 歩道橋	座禪川 寺分大橋	三笠川	下之宮橋	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	ND	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	<0.0005	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.002
クロロエチレン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.1
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.0004	—	—	<0.0004	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.006
トリクロロエチレン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	<0.0004	—	—	<0.0004	≦0.002
チウラム	mg/L	—	<0.0006	—	—	<0.0006	≦0.006
シマジン	mg/L	—	<0.0003	—	—	<0.0003	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	—	<0.002	—	—	<0.002	≦0.02
ベンゼン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	2.1	3.8	2.8	3.3	4.7	≦10
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	≦0.8
ほう素	mg/L	0.02	<0.02	<0.02	0.05	0.04	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005	—	—	<0.005	≦0.05

注1) 地点番号は、図3-2-13に対応する。

2) 「—」は測定されていないことを示す。NDは不検出を示す。

3) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回することを示す（定量下限値は、全シアン0.1mg/L、アルキル水銀及びPCB0.0005mg/L）。

資料：「ひらつか環境測定レポート（令和3年度版）」（令和4年8月 平塚市環境部環境保全課）

「令和2年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和4年7月 神奈川県環境科学センター）

表 3-2-26 (5) 水質汚濁の測定結果（健康項目）

地点番号		21	22	環境基準
測定地点		渋田川	金目川	
		立掘橋	小田急鉄橋	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	ND	ND	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦0.002
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦0.1
シス 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0004	<0.0004	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦0.006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.0003	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0004	<0.0004	≦0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	≦0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	≦0.02
ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	2.3	3.1	≦10
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	≦0.8
ほう素	mg/L	0.03	<0.02	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	≦0.05

注1) 地点番号は、図3-2-13に対応する。

2) 「—」は測定されていないことを示す。NDは不検出を示す。

3) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回ることを示す(定量下限値は、全シアン0.1mg/L、アルキル水銀及びPCB 0.0005mg/L)。

資料：「令和2年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」

(令和4年7月 神奈川県環境科学センター)



イ. 地下水汚染

実施区域及び周辺地域では、神奈川県による地下水質調査（定点調査）が行われている。

地下水定点調査が行われている地点を図 3-2-14 に、地下水調査地点の令和 2 年度における地下水質調査の結果は、表 3-2-27 に示すとおりである。

実施区域周辺における調査地点では、秦野市鶴巻の調査地点において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しているが、その他についてはすべての項目について環境基準を満足している。

また、神奈川県の調査「令和 3 年度版神奈川県化学物質対策レポート」（令和 4 年 2 月 神奈川県農政局環境部大気水質課）によると実施区域周辺では、地下水におけるダイオキシン類の測定は行われていない。

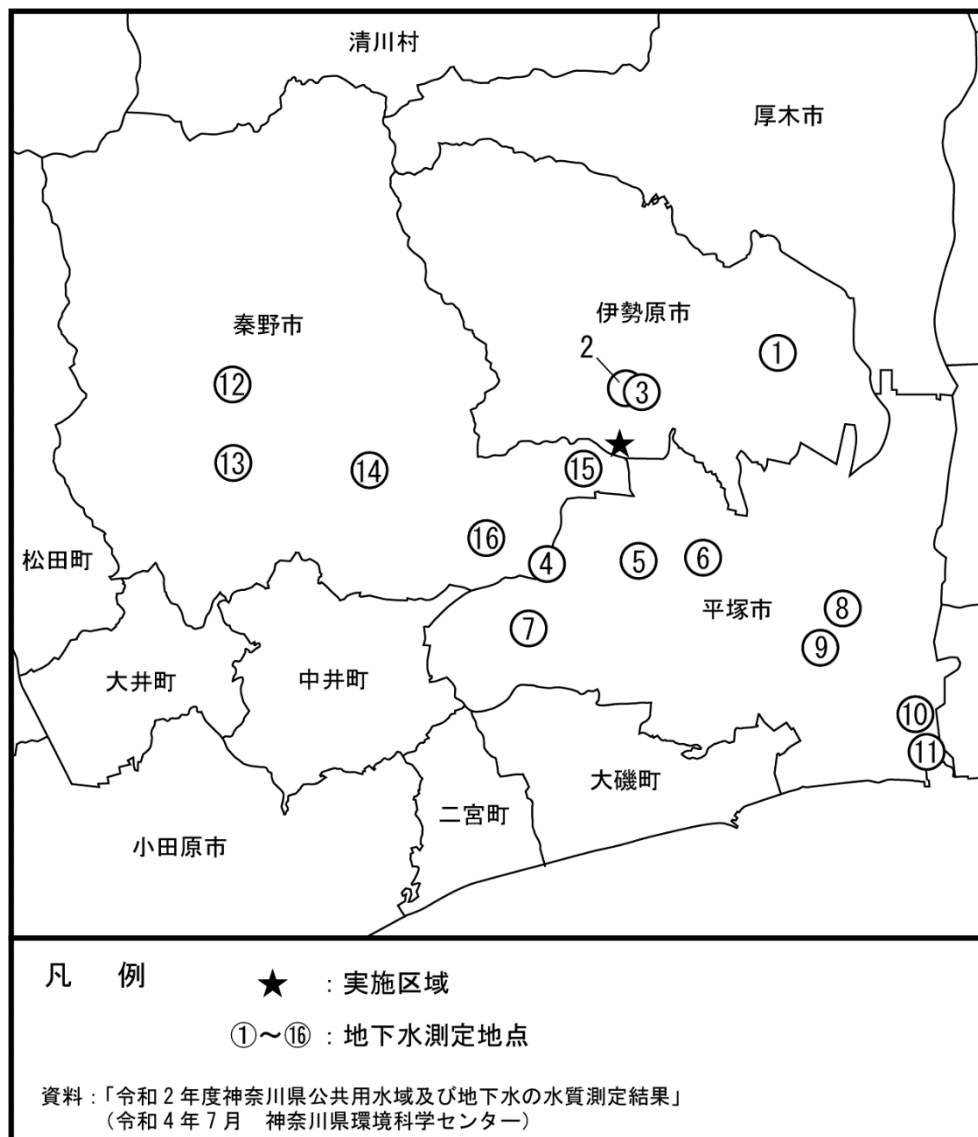


図 3-2-14 地下水測定地点

表 3-2-27(1) 地下水汚染の測定結果

地点番号		1	2	3	4	環境基準
測定地点		伊勢原市 下糟屋	伊勢原市 板戸	伊勢原市 神戸	平塚市 北金目	
		深井戸	浅井戸	深井戸	深井戸	
採水年月		令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.1
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	≦0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	≦0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02
ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	5.2	5.0	3.9	1.4	≦10
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	≦0.8
ほう素	mg/L	0.02	0.04	0.04	0.84	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.05

注1) 地点番号は、図3-2-14と対応する。

2) 「—」は測定がないことを示す。

3) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回ることを示す(定量下限値は、全シアン0.1mg/L、アルキル水銀及びPCB0.0005mg/L)。

資料：「令和2年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和4年7月 神奈川県環境科学センター)

表 3-2-27(2) 地下水汚染の測定結果

地点番号		5	6	7	8	環境基準
測定地点		平塚市南金目	平塚市片岡	平塚市土屋	平塚市新町	
		浅井戸	浅井戸	浅井戸	深井戸	
採水年月		令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.1
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	≦0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	≦0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02
ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	0.38	0.6	3.3	<0.10	≦10
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	0.23	≦0.8
ほう素	mg/L	<0.02	0.04	<0.02	0.14	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.05

注1) 地点番号は、図3-2-14と対応する。

2) 「—」は測定がないことを示す。

3) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回することを示す(定量下限値は、全シアン0.1mg/L、アルキル水銀及びPCB 0.0005mg/L)。

資料：「令和2年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和4年7月 神奈川県環境科学センター)

表 3-2-27(3) 地下水汚染の測定結果

地点番号		9	10	11	12	環境基準
測定地点		平塚市新町	平塚市久領堤	平塚市札幌町	秦野市菩堤	
		浅井戸	深井戸	浅井戸	深井戸	
採水年月		令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.1
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	≦0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	≦0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02
ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	3.9	<0.10	1.2	2.1	≦10
ふっ素	mg/L	0.16	0.12	<0.08	<0.08	≦0.8
ほう素	mg/L	0.08	0.10	0.05	<0.02	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.05

注1) 地点番号は、図3-2-14と対応する。

2) 「—」は測定がないことを示す。

3) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回することを示す(定量下限値は、全シアン0.1mg/L、アルキル水銀及びPCB 0.0005mg/L)。

資料：「令和2年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和4年7月 神奈川県環境科学センター)

表 3-2-27(4) 地下水汚染の測定結果

地点番号		13	14	15	16	環境基準
測定地点		秦野市堀西	秦野市末広町	秦野市鶴巻	秦野市下大槻	
		浅井戸	浅井戸	横井戸	浅井戸	
採水年月		令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.1
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	≦0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	≦0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02
ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	5.7	5.4	11	7.0	≦10
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	≦0.8
ほう素	mg/L	<0.02	0.02	<0.02	0.03	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.05

注1) 地点番号は、図3-2-14と対応する。

2) 「—」は測定がないことを示す。

3) 網掛けは環境基準を満足していないことを示す。

4) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回ることを示す(定量下限値は、全シアン0.1mg/L、アルキル水銀及びPCB 0.0005mg/L)。

資料：「令和2年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和4年7月 神奈川県環境科学センター)

(3) 土壌汚染

実施区域及び周辺地域には、「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年、法律第 139 号）に基づく土壌汚染対策地域は指定されていない。また、「土壌汚染対策法」（平成 14 年、法律第 53 号）及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年 10 月 神奈川県条例第 35 号）に基づく特定有害物質によって汚染されている区域は、表 3-2-28 に示すとおりである。実施区域において、特定有害物質によって汚染された区域の指定はない。

神奈川県の調査「令和 3 年度版神奈川県化学物質対策レポート」（令和 4 年 2 月 神奈川県農政局環境部大気水質課）によると、実施区域周辺において土壌中のダイオキシン類の測定は行われていない。

表 3-2-28 土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況

整理番号	指定区域の種類	指定年月日	指定番号	指定区域の所在地	指定区域の面積	指定に係る特定有害物質の種類
整 - 03-05	要措置区域	令和 3 年 8 月 10 日	要指-22 号	伊勢原市上粕屋字南ノ引 768 番 2 の一部	21.05 m ²	六価クロム化合物
整 - 03-04	形質変更時要届出区域	令和 3 年 8 月 10 日	形指-61 号	伊勢原市上粕屋字南ノ引 768 番 2 及び板戸字大原 62 番の各一部	762.13 m ²	シアン化合物、鉛及びその化合物
整 - 03-19		令和 3 年 11 月 26 日	形指-70 号	伊勢原市三ノ宮字上原田 564 番 3、564 番 5、564 番 6 及び 564 番 8 の各一部	561.9 m ²	六価クロム化合物、シアン化合物、ふっ素及びその化合物
整 - 30-01		平成 30 年 8 月 28 日	形 - 034	平塚市北金目四丁目 217 番 1 の一部、1004 番の一部	100 m ²	ふっ素及びその化合物

資料：「神奈川県内の汚染された区域の指定情報」（神奈川県ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧）
「土壌汚染対策法に基づく区域の指定」（平塚市ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧）

(4) 騒音

実施区域周辺の道路交通騒音調査地点及び調査結果は表 3-2-29 に示すとおりであり、調査地点位置は図 3-2-15 に示すとおりである。

この結果によると、全地点のうち昼間に 2 地点、夜間に 2 地点で環境基準を上回っている。

表 3-2-29 道路交通騒音の測定結果

地点番号	対象道路名	測定場所	時間区分	等価騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)
1	平塚伊勢原	伊勢原市岡崎 7051 地先	昼間	65	70
			夜間	59	65
2	一般国道 246 号	伊勢原市串崎 278 地先	昼間	69	70
			夜間	70	65
3	平塚秦野	平塚市南金目	昼間	71	70
			夜間	67	65
4	幹道 15 号吉沢土屋	平塚市上吉沢	昼間	66	65
			夜間	57	60

注1) 地点番号は図3-2-15と対応している。

2) 時間区分は、昼間：6時～22時 夜間：22時～翌6時

3) 網掛けは環境基準を満足していないことを示す。

資料：「令和3年度いせはらの環境」（令和4年8月 伊勢原市経済環境部環境対策課）

「ひらつか環境測定レポート（令和3年度）」（令和4年8月 平塚市環境部環境保全課）

(5) 振動

実施区域周辺の道路交通振動調査地点及び調査結果は表 3-2-30 に示すとおりであり、調査地点位置は図 3-2-15 に示すとおりである。

この結果によると、全地点で要請限度を満足している。

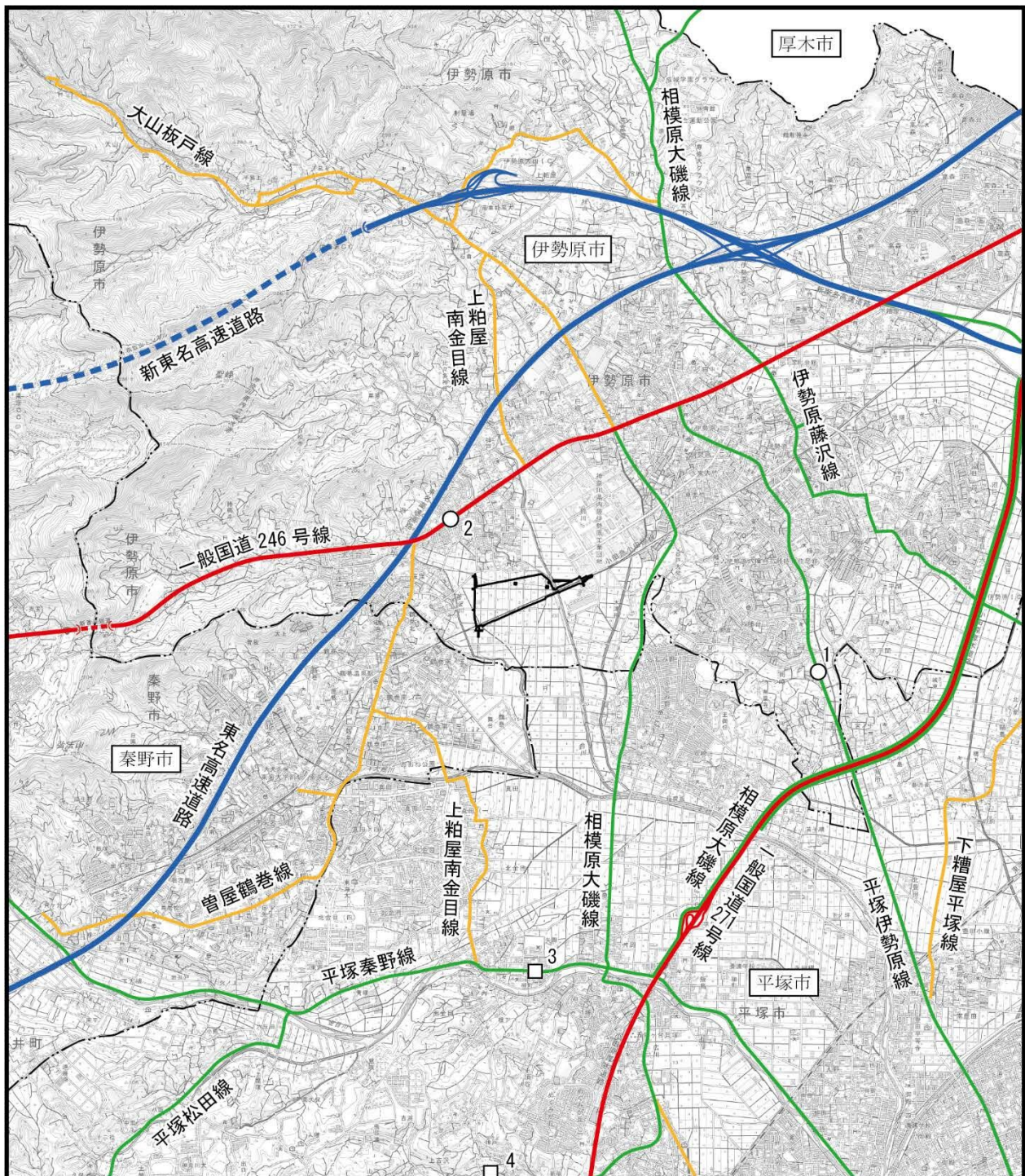
表 3-2-30 道路交通振動の測定結果

地点番号	対象道路名	測定場所	時間区分	振動レベル (dB)	要請限度 (dB)
3	平塚秦野	平塚市南金目	昼間	48	65
			夜間	39	60
4	幹道 15 号吉沢土屋	平塚市上吉沢	昼間	42	65
			夜間	28	60

注1) 地点番号は図3-2-15と対応している。

2) 時間区分は、昼間：6時～22時 夜間：22時～翌6時

資料：「ひらつか環境測定レポート（令和3年度）」（令和4年8月 平塚市環境部環境保全課）

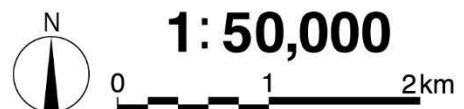


凡 例

- | | | |
|---|--|-------------------|
| : 実施区域 | — : 高速自動車国道 | ○ : 道路交通騒音調査地点 |
| — : 市 界 | — : 一般国道（指定区間） | □ : 道路交通騒音・振動調査地点 |
| | — : 県道（主要地方道） | |
| | — : 県道（一般県道） | |

図 3-2-15 道路交通騒音・振動調査地点位置

資料：「令和3年度 いせはらの環境」
 （令和4年8月 伊勢原市経済環境部環境対策課）
 「ひらつか環境測定レポート（令和3年度）」
 （令和4年8月 平塚市環境部環境保全課）



(6) 地盤沈下

実施区域の位置する伊勢原市では、地盤沈下の監視測定を行っていないが、実施区域周辺の平塚市では実施している。令和元年度の測定結果は、表 3-2-31 に示すとおりである。

測定結果によると、平塚市で 47 か所の測定が行われており、このうち 35 か所で沈下が報告されている。各測定地点の 1 年間の沈下量は、1cm 以上 2cm 未満が 1 か所あり、その他の地点では 1cm 未満となっている。

なお、平塚市は「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年 10 月 神奈川県条例第 35 号）に基づく「地下水採取規制の指定地域」に指定されている。

表 3-2-31 地盤沈下の測定結果（令和元年度）

市	項目 調査水準 点数	沈下水準点数			調査面積 (km ²)	沈下面積 (km ²)
		合計	1cm 未満	1cm 以上 2cm 未満		
平塚市	47	35	34	1	67.82	67.81

資料：「令和2年神奈川県地盤沈下調査結果」（令和4年1月 神奈川県環境農政局 環境部大気水質課）

10) 公害苦情の状況

実施区域及び周辺地域並びに神奈川における公害苦情の発生状況は、表 3-2-32 に示すとおりである。

令和 2 年度における伊勢原市の公害苦情件数は、大気汚染に係る苦情が 22 件と最も多くなっている。

表 3-2-32 公害苦情の発生状況（令和 2 年度）

市、県 項 目	伊勢原市	平塚市	秦野市	神奈川県
大気汚染	22	29	65	1,158
水質汚濁	5	4	16	149
土壌汚染	－	－	－	6
騒音	18	34	25	1,719
振動	1	4	1	237
地盤沈下	－	－	－	－
悪臭	15	15	8	447
その他	2	－	－	74
合計	63	86	115	3,790

資料：「県勢要覧2021（令和3年度版）」（令和4年3月 神奈川県統計センター）

11) 関係法令等の指定・規制等

実施区域に係る関係法令による指定・規制等の状況は、表 3-2-33 に示すとおりである。

実施区域周辺の自然環境保全地域等の状況については表 3-2-34 及び前掲図 3-2-11 (p. 3-2-29) に、実施区域周辺の鳥獣保護区の状況については、表 3-2-35 及び図 3-2-16 に示すとおりである。

実施区域東側の一部や実施区域周辺は、特定猟具使用禁止区域に指定されている。また、実施区域とその周辺はシカ保護管理計画対象区域に指定されている。

表 3-2-33 実施区域に係る関係法令による指定・規制等

分 類		関係法令等（公布日）	主な指定・規制の内容	指定又は規制
自然環境保全		自然環境保全法（昭和 47 年 6 月 22 日 法律第 85 号）	自然環境保全地域の指定	—
		神奈川県自然環境保全条例（昭和 47 年 10 月 21 日 神奈川県条例第 52 号）	自然環境保全地域の指定	—
		首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年 6 月 30 日 法律第 101 号）	近郊緑地保全区域等の指定	—
			近郊緑地特別保全区域等の指定	—
		自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日 法律第 161 号）	自然公園区域の指定	—
		神奈川県立自然公園条例（昭和 34 年 4 月 1 日 神奈川県条例第 6 号）	県立自然公園区域の指定	—
		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日 法律第 88 号）	鳥獣保護区域等の設定	—
		古都における歴史的風土の保護に関する特別措置法（昭和 41 年 1 月 13 日 法律第 1 号）	歴史的風土保存区域等の指定	—
		都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）	風致地区の指定	—
		神奈川県風致地区条例（昭和 45 年 3 月 31 日 神奈川県条例第 5 号）	特別風致地区の指定	—
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 97 号）	ばい煙等の排出の規制 粉じんに関する規制 自動車排出ガスに係る許容限度等	○
		自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年 6 月 3 日 法律第 70 号）	特定地域の指定	○
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号）	ダイオキシン類に係る検出の規制	○
		特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年 5 月 25 日 法律第 51 号）	オフロード特殊自動車からの排出の規制	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年 10 月 17 日 神奈川県条例第 35 号）	排煙の排出規制 粉じんに関する規制	○
	水質汚濁	水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 138 号）	公共用水域に排出される排出水の規制 排出水の地下浸透の規制	○
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号）	ダイオキシン類に係る検出の規制	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年 10 月 17 日 神奈川県条例第 35 号）	公共用水域に排出される排水の規制 排水の地下浸透の規制	○
	土壌汚染	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 139 号）	農用地土壌汚染対策地域の指定	—
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号）	対策地域の指定等	—
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年 10 月 17 日 神奈川県条例第 35 号）	土地の区画形質の変更に伴う公害の防止等	○
		土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号）	土壌の特定有害物質による汚染の規制	○
	騒音	騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 98 号）	特定工場等に関する騒音規制 特定建設作業に関する騒音規制 自動車騒音に係る許容限度等	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年 10 月 17 日 神奈川県条例第 35 号）	工場騒音規制 深夜営業騒音規制	○
	振動	振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号）	特定工場等に関する振動規制 特定建設作業に関する振動規制 道路交通振動に係る要請等	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年 10 月 17 日 神奈川県条例第 35 号）	工場振動規制	○
	地盤沈下	神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年 10 月 17 日 神奈川県条例第 35 号）	地下水採取の規制区域の指定 地下水採取規制	—
	悪臭	悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号）	悪臭原因物質の排出規制	—
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年 10 月 17 日 神奈川県条例第 35 号）	悪臭発生作業に関する規制	—
		神奈川県悪臭防止対策に関する指導要綱（昭和 57 年 12 月 10 日 制定）	指導基準値の設定	—
	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号）	事業者の責務及び適切な処理等	○
文化財		文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）	国の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	—
		神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年 4 月 1 日 神奈川県条例第 13 号）	県の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	—
防災		水防法（昭和 24 年 6 月 4 日 法律第 193 号）	洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域の指定	○
		砂防法（明治 30 年 3 月 30 日 法律第 29 号）	砂防指定地の指定	○
		地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日 法律第 30 号）	地すべり防止区域の指定	—
		宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年 11 月 7 日 法律第 191 号）	宅地造成工事規制区域の候補区域の指定	○
		急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日 法律第 57 号）	急傾斜地崩壊危険区域の指定	—
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日 法律第 57 号）	土砂災害警戒区域の指定	—
		神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成 11 年 神奈川県条例第 3 号）	土砂の搬出、搬入、埋立て等に関する規制など	○
		農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 法律第 58 号）	農業振興地域の指定	○
その他		景観法（平成 16 年 6 月 18 日 法律第 110 号）	景観地区の指定、開発行為等の規制	—
		伊勢原市まちづくり推進条例（平成 24 年 3 月 26 日 伊勢原市条例第 11 号）	都市づくりの基本方針、都市利用方針等	○
		伊勢原市景観条例（平成 25 年 12 月 19 日 伊勢原市条例第 26 号）	景観形成基準、景観重点地区、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等	○

表 3-2-34 自然公園等の状況

種別	区域名・地区名	面積 (ha)
自然環境保全地域	大山・日向自然環境保全地域	53.9

資料：「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県ホームページ、令和4年9月閲覧）

表 3-2-35 鳥獣保護区等の状況

区分	期間	名称	場所	面積 (ha)	種類
鳥獣保護区	H25. 11. 1 ～ R5. 10. 31	丹沢大山	相模原市、厚木市、清川村、 秦野市、伊勢原市、松田町、 山北町の一部	18, 152. 4	大規模生息地
	H25. 11. 1 ～ R5. 10. 31	弘法山公園	弘法山公園(秦野市)	20. 1	身近な鳥獣生息地

資料：「令和3年度鳥獣保護区等位置図」（令和3年10月 神奈川県）

2 自然的状況

1) 気象

(1) 気温、降雨量等

実施区域の位置する伊勢原市の気象の概況は、表 3-2-36 に示すとおりであり、令和 2 年の伊勢原市の平均気温及び降水量の推移は、図 3-2-17 に示すとおりである。なお、伊勢原市における気象観測地点位置（伊勢原市消防本部）は、前掲図 3-2-12（p. 3-2-32）に示すとおりである。

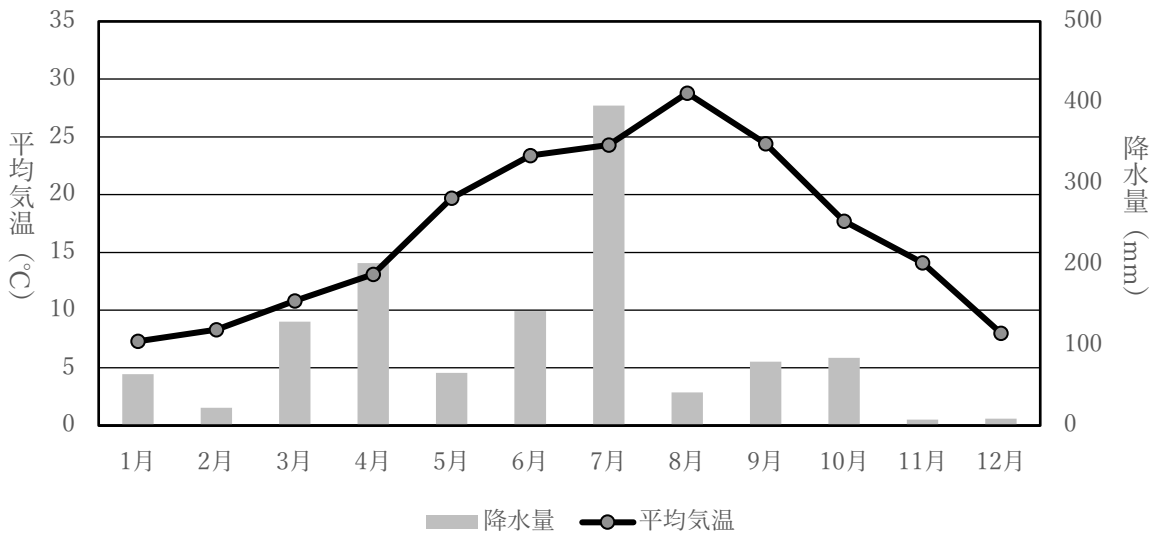
平成 28 年から令和 2 年の 5 年間では、年間平均気温は 15.7～16.7℃、年間降水量は 1,167.5～1,555.0mm であった。また、令和 2 年における月別平均気温は、8 月の 28.8℃が最も高く、1 月の 7.3℃が最も低かった。月別降水量では、7 月の 396.0mm が最も多く、11 月の 7.5mm が最も少なかった。

表 3-2-36 気象の概況

年次・月別	気温（℃）			平均湿度（%）	降水量（mm）
	平均	最高	最低		
平成28年	16.3	36.6	-4.9	77.8	1,517.5
平成29年	15.7	35.6	-3.9	75.5	1,167.5
平成30年	16.6	36.1	-5.8	76.1	1,390.0
平成31/令和元年	16.5	36.8	-2.0	77.2	1,555.0
令和2年	16.7	36.7	-2.3	75.7	1,237.5
1月	7.3	18.2	0.0	76.1	63.5
2月	8.3	19.1	-1.7	65.5	22.0
3月	10.8	24.4	0.5	73.5	128.5
4月	13.1	23.5	4.6	73.4	201.0
5月	19.7	30.0	10.2	78.8	65.0
6月	23.4	31.6	17.0	87.0	141.5
7月	24.3	32.5	17.9	94.0	396.0
8月	28.8	36.7	22.5	84.5	41.0
9月	24.4	36.4	16.0	88.0	79.0
10月	17.7	26.9	6.4	69.0	84.0
11月	14.1	24.4	5.1	63.3	7.5
12月	8.0	16.8	-2.3	55.2	8.5

注）伊勢原市消防本部調べ

資料：「統計いせはら（令和3年版）」（令和3年10月 伊勢原市）



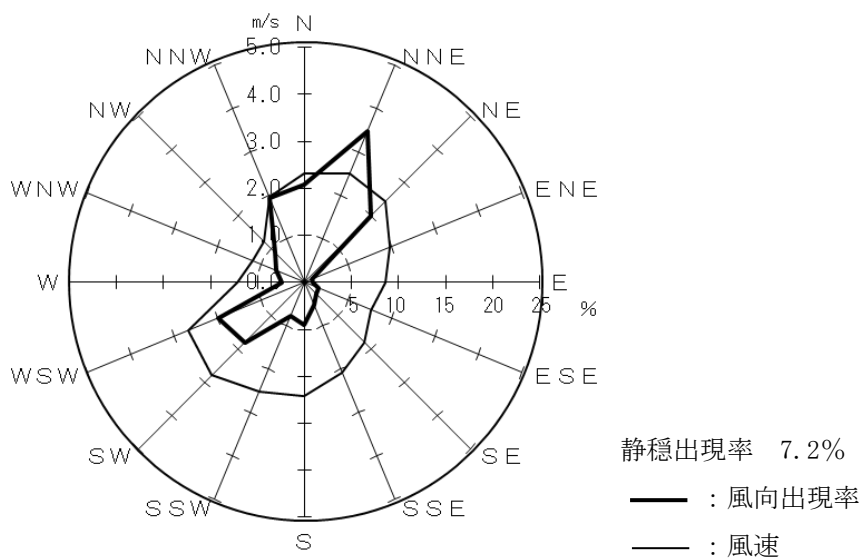
資料：「統計いせはら（令和3年版）」（令和3年10月 伊勢原市）

図 3-2-17 平均気温及び降水量の推移

(2) 風向・風速

実施区域の位置する伊勢原市では、一般環境大気測定局である伊勢原市役所において風向・風速の観測を行っている。伊勢原市役所測定局の年間風配図（令和元年度）は図 3-2-18 に示すとおりである。なお、伊勢原市役所の位置は前掲図 3-2-12（p. 3-2-32）に示すとおりである。

測定結果によると、年間を通じた卓越風向は北北東（17.4%）、平均風速は 2.2m/s であった。



資料：「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所、令和4年9月閲覧）

図 3-2-18 年間風配図（令和元年度）

2) 水象

(1) 地下水及び湧水の分布状況

「1 社会的状況 6)水利用 (1)地下水及び湧水の利用状況」(p. 3-2-17)に示すとおりである。

(2) 河川及び水路の分布状況

「1 社会的状況 6)水利用 (2)河川及び水路の分布、利水状況」(p. 3-2-17)に示すとおりである。

(3) 河川の流量

実施区域周辺の河川調査地点における河川流量の調査結果は表 3-2-37、調査地点の位置は前掲図 3-2-13 (p. 3-2-44)に示すとおりである。

表 3-2-37 年間河川流量（令和 2 年度）

地点 番号	河川名	調査地点	類型	測定年度	平均流量 (m^3/s)	測定機関
2	鈴川	大場田橋	C類型	令和3年度	0.34	伊勢原市
4	善波川	弁天橋	C類型	令和3年度	0.051	伊勢原市
5	板戸川	木津根橋	C類型	令和3年度	0.063	伊勢原市
7	矢羽根川	赤羽根橋	C類型	令和3年度	0.078	伊勢原市
11	栗原川	宮ノ根橋	C類型	令和3年度	0.045	伊勢原市
20	鈴川	下之宮橋	C類型	令和2年度	1.59	平塚市
21	渋田川	立掘橋	C類型	令和2年度	2.24	平塚市
22	金目川	小田急鉄橋	A類型	令和2年度	2.74	神奈川県

注) 地点番号は、図3-2-13に対応する。

資料：「令和3年度 いせはらの環境」（令和4年8月 伊勢原市経済環境部対策課）

「神奈川県水質調査年表（令和 2年度）」（令和4年4月 神奈川県環境科学センター）

3) 地象

(1) 地形

実施区域周辺の地形の状況は、図 3-2-19 に示すとおりである。

「土地分類基本調査」(昭和 63 年 3 月 国土交通省)によると、実施区域周辺は氾濫平野である。

(2) 地質

実施区域周辺の表層地質の状況は、図 3-2-20 に示すとおりである。

「土地分類基本調査」(昭和 63 年 3 月 国土交通省)によると、実施区域周辺は、広く沖積層が分布している。

(3) 活断層

「神奈川県活断層」(神奈川県ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧)によると、実施区域周辺には伊勢原断層が確認されている。活断層の位置は、図 3-2-21 に示すとおりである。

活断層の状況は表 3-2-38 に示すとおりであり、伊勢原活断層の活動度は B 級である。

表 3-2-38 活断層の状況

断層名	長さ	活動度	最新活動時期	平均活動間隔	評価の概要
伊勢原断層	約13km	B	2000年前以降、 西暦1707年以前	3300～5000年	次の活動まで千数百年以上の時間があると推定される。

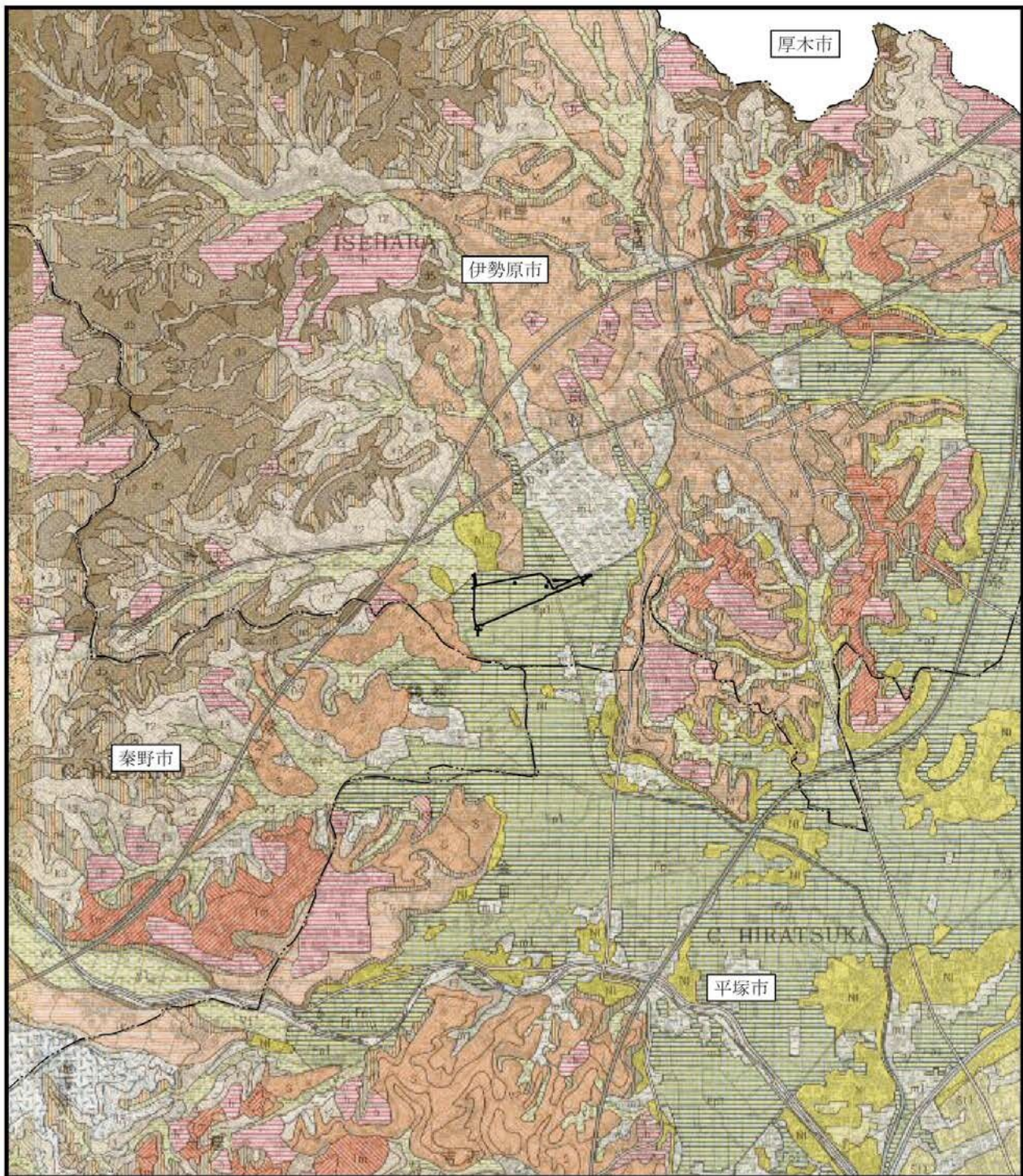
注) 活動度とは、活断層の活動の程度を長期間でのずれの累積量から判断し、長期間のずれ量をその期間の年数で割った値(平均変位速度)で表す。

活動度A級: 1000年あたり1m以上10m未満

活動度B級: 1000年あたり0.1m以上1m未満

活動度C級: 1000年あたり0.1m未満

資料: 「神奈川県活断層」(神奈川県ホームページ、令和4年9月閲覧)



凡 例

		傾斜区分					
		0°~3°	3°~8°	8°~15°	15°~30°	30°~40°	40°~
一般山地	山腹緩斜面	k1	k2	k3			
	山麓緩斜面	f1	f2	f3			
	一般斜面			n3	n4		
	急斜面					d5	d6

: 実施区域
 : 市 界

段丘地形	0°~3°				3°~8°	8°~15°
	多摩段丘面群	Tm	Tm	Tm		
	下末吉段丘面群	S	S	S		
	武蔵野段丘面群	M	M	M		
	立川段丘面群	Tc	Tc	Tc		
	軽石流面	a1	a2	a3		
微低高地	自然堤防	N				
	砂堆・砂州	St1				

図 3-2-19 地形分類図

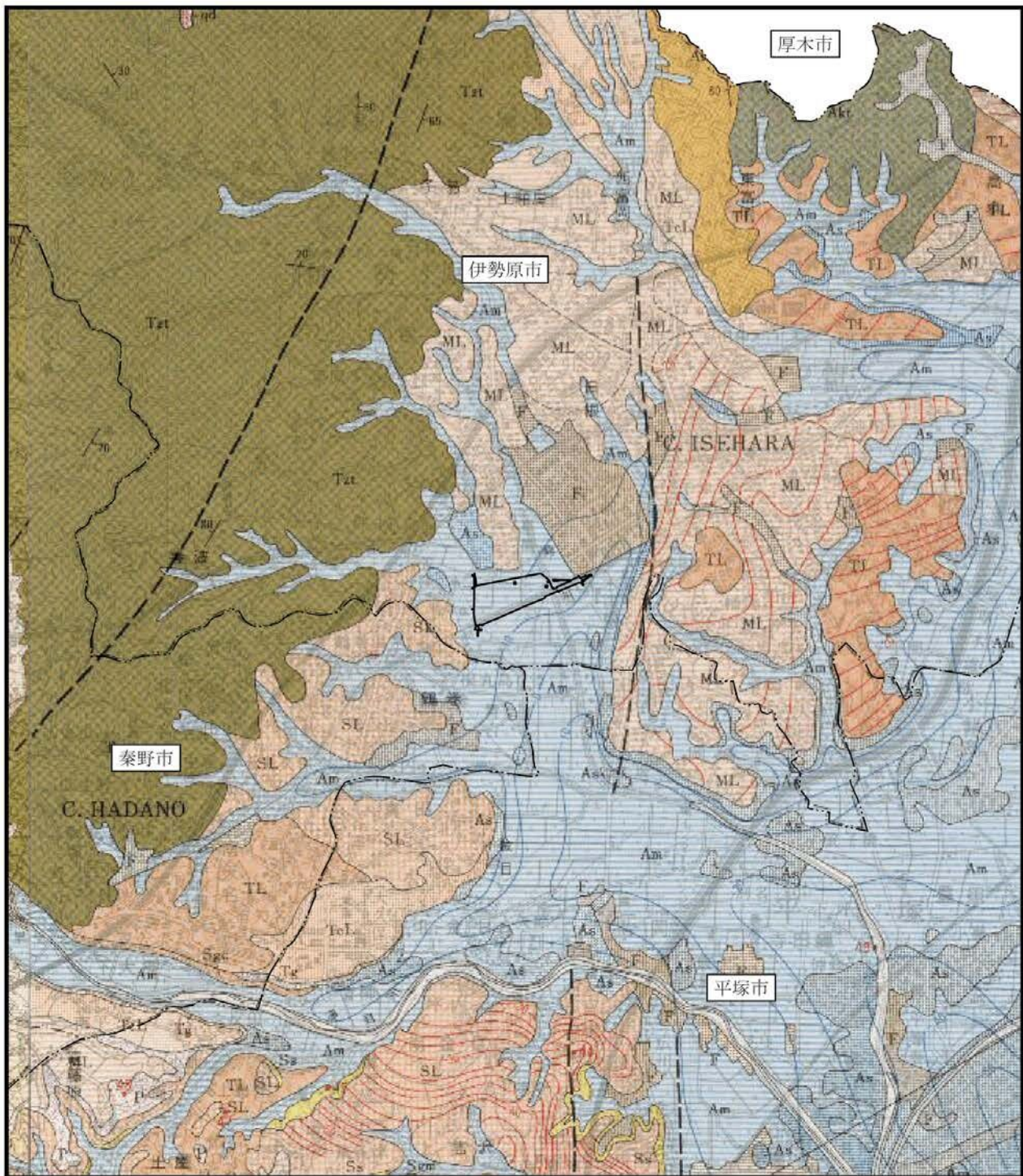
低地の一般面	0°~3°			3°~8°	8°~15°
	谷底平野	V1	V2	V3	
	氾濫平野	Fp1			
	河 原	Tt			
	平坦化地	h			
人工地形	盛土地	m1	m2		

1:50,000

資料：「土地分類基本調査 地形分類図（藤沢・平塚）」（昭和 63 年 3 月 神奈川県）
 「土地分類基本調査 地形分類図（秦野・山中湖）」（平成 2 年 3 月 神奈川県）



0 1 2km



凡 例

□ : 実施区域

— : 市 界

図 3-2-20 表層地質図

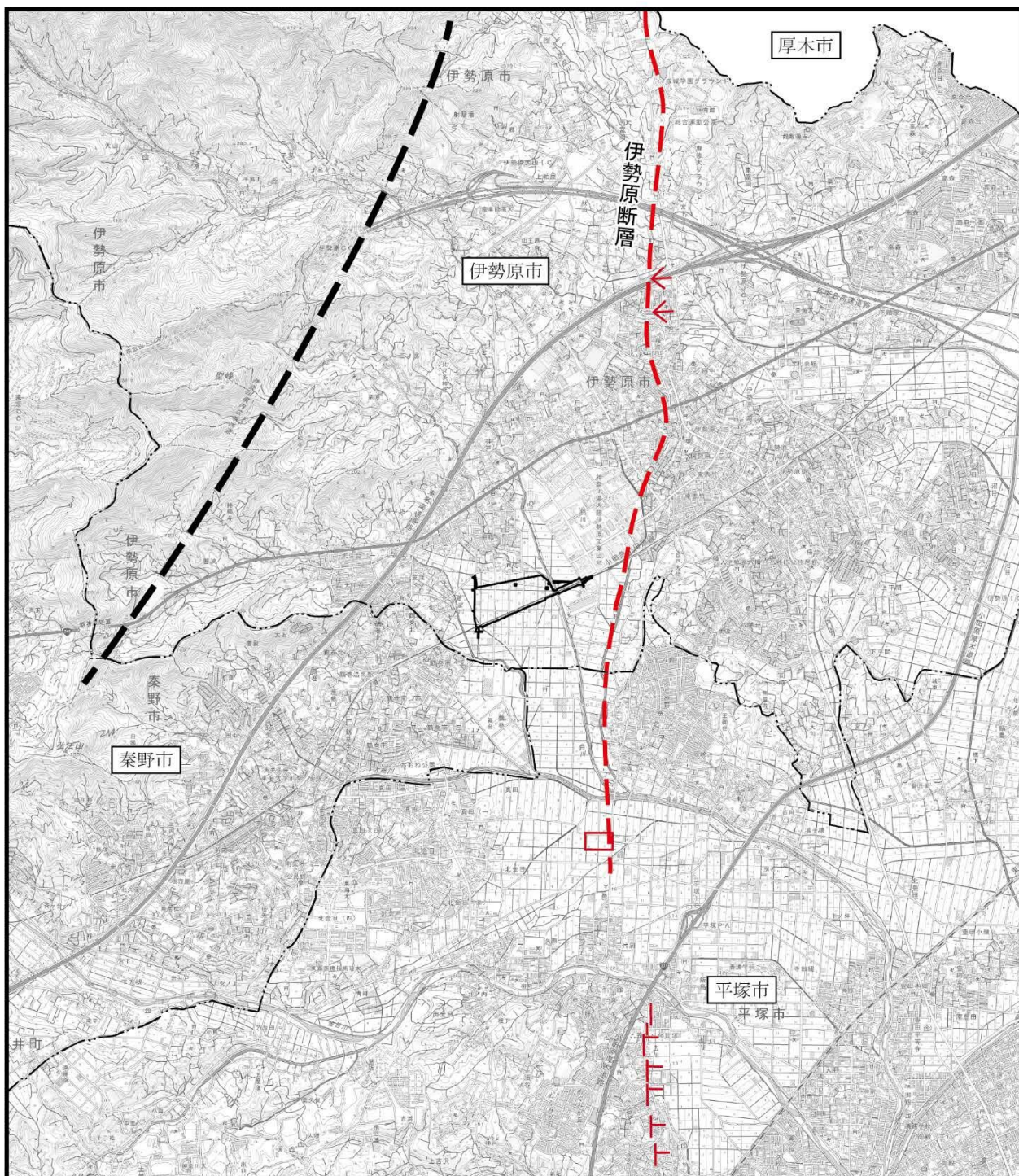
未固結堆積物	F	埋め立て土	盛り土	半固結堆積物 ならびに火成岩	TL	火山灰層(軽石・スコリア層を挟む)	多摩ローム層	相模層群 愛川層群 丹沢層群
		礫、砂、泥	現河床堆積物		Sgr	礫を主とし砂、泥を挟む	下部～上部多摩ローム相当層(水成層)	
	Am	泥を主とし砂を含む	沖積層		Tg	石英閃緑岩	火成岩	
	As	砂、礫を主とし泥を含む	沖積層		Aka	砂岩、礫岩		
	TcL	火山灰層(スコリアを含む)	立川ローム層		Akr	凝灰岩を主とし泥岩を含む		
	P	軽石流	武蔵野ローム層		Tpk	凝灰岩、凝灰角礫岩、火山礫凝灰岩、泥岩		
	ML	火山灰層(軽石・スコリア層を挟む)	新期段丘礫層					
	Tg	礫、砂	新期段丘礫層					
	SL	火山灰層(軽石・スコリア層を挟む)	下末吉ローム層					
	Ss	砂を主とし礫、泥を挟む	吉沢層					
推定断層								

資料：「土地分類基本調査 表層地質図(藤沢・平塚)」(昭和63年3月 神奈川県)
「土地分類基本調査 表層地質図(秦野・山中湖)」(平成2年3月 神奈川県)



1:50,000

0 1 2km



凡 例

: 実施区域
 - - - : 市 界

——— : 活断層
 - - - : 活断層 (位置やや不明確)
 ↓ ↓ : 活撓曲
 TTT TT : 縦ずれ
 —□— : トレンチ調査地点
 - - - : 地質断層

図 3-2-21 活断層位置



1:50,000

0 1 2km

資料:「神奈川県の活断層」(令和4年9月閲覧 神奈川県ホームページ)

4) 生物

(1) 植物

ア. 植物相の状況

実施区域及び周辺地域の植物相の状況については、文献調査を行い、既存資料を整理した。確認した文献等は表 3-2-39 に示すとおりである。実施区域が位置する伊勢原市のほか、近隣の平塚市及び秦野市に分布が確認された種の抽出を行った。

調査対象とした植物は、維管束植物（シダ植物及び種子植物）である。文献調査により実施区域及び周辺地域で確認された種数は、表 3-2-40 に示すとおりである。

表 3-2-39 植物種等の確認既存資料

文献名	整理の対象とした範囲
「神奈川県レッドデータブック2022 植物編」 (令和4年3月 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課)	伊勢原市、平塚市、秦野市
「神奈川県植物誌2018」 (平成30年11月 神奈川県植物誌調査会)	同書10ページ掲載の調査区分における「伊勢原-1」、「伊勢原-2」、「伊勢原-3」、「秦野-3」、「秦野-5」、「平塚-2」
「平塚市自然環境評価書」 (令和4年3月 ひらつか生物多様性推進協議会、平塚市環境部環境保全課)	平塚市
「秦野市みどりの基本計画」 (令和3年3月 秦野市環境産業部環境共生課)	秦野市

表 3-2-40 既存資料で確認された植物種

分類	目	科	種
維管束植物	64	187	2,161
(内訳)			
シダ植物	13	27	207
種子植物	51	160	1,954

既存資料で確認された種について、国、県、及び各自治体が指定する選定根拠に基づき、重要な種の指定状況を整理した。重要な植物種等の選定根拠及びカテゴリーは表 3-2-41 に、各カテゴリーの評価基準は表 3-2-42 に示すとおりである。

表 3-2-41 重要な植物種等の選定根拠及びカテゴリー

選定根拠			カテゴリー
法令による指定	①	「文化財保護法」 (昭和25年5月 法律第214号)	・ 特別天然記念物(特天) ・ 国指定天然記念物(国天)
	②	「神奈川県文化財保護条例」 (昭和30年4月 条例第13号)	・ 県指定天然記念物(県天)
	③	「伊勢原市文化財保護条例」 (平成25年3月 条例第13号)	・ 市指定天然記念物(市天)
		「平塚市文化財保護条例」 (昭和32年10月 条例第23号)	
		「秦野市文化財保護条例」 (昭和37年12月 条例第54号)	
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 (平成4年6月 法律第75号)	・ 国内希少野生動植物種(国内) ・ 特定国内希少野生動植物種(第一)、(第二) ・ 緊急指定種(緊急)
文献による指定	⑤	「環境省レッドリスト2020」 (令和2年3月 環境省自然環境局野生生物課)	・ 絶滅(EX) ・ 野生絶滅(EW) ・ 絶滅危惧ⅠA類(CR) ・ 絶滅危惧ⅠB類(EN) ・ 絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・ 準絶滅危惧(NT) ・ 情報不足(DD) ・ 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
	⑥	「神奈川県レッドデータブック2022 植物編」 (令和4年3月 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課)	・ 絶滅生物(EX) ・ 準絶滅(PX) ・ 野生絶滅生物(EW) ・ 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) ・ 絶滅危惧ⅠA類(CR) ・ 絶滅危惧ⅠB類(EN) ・ 絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・ 準絶滅危惧(NT) ・ 情報不足(DD) ・ 絶滅のおそれのある地域個体群(LP) ・ 注目種(SP)

表 3-2-42(1) 各カテゴリーの評価基準

カテゴリー		評価基準
①	特別天然記念物(特天)	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。
	国指定天然記念物(国天)	国指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で我が国にとって学術上価値の高いもの。
②	県指定天然記念物(県天)	県指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で県にとって学術上価値の高いもの。
③	市指定天然記念物(市天)	市指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で市にとって学術上価値の高いもの。
④	国内希少野生動植物種(国内)	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。
	特定第一種国内希少野生動植物種(第一)	商業的に個体の繁殖をさせることができ、かつ、国際的に協力して種の保存を図ることとされていない国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。
	特定第二種国内希少野生動植物種(第二)	次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	緊急指定種(緊急)	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。

注) 表中の①～④は、表3-2-41に示した法令、文献番号と対応する。

表 3-2-42(2) 各カテゴリーの評価基準

カテゴリー			評価基準
⑤	絶滅(EX)		我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
	野生絶滅(EW)		飼育・栽培下でのみ存続している種。
	絶滅危惧	絶滅危惧IA類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧IB類(EN)	IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧(NT)		現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。
	情報不足(DD)		評価するだけの情報が不足している種。
	絶滅のおそれのある地域個体群(LP)		地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。
⑥	絶滅生物(EX)		過去に神奈川県に生育したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、神奈川県内ではすでに絶滅したと考えられる種。
	準絶滅(PX)		過去に確実な記録があるが、信頼性の高い調査を行っているにも関わらず、長期間全く記録が無く絶滅している可能性がある種。
	野生絶滅生物(EW)		過去に神奈川県に生育したことが確認されており、飼育・栽培下、あるいは自然分布の明らかに外側で野生化した状態では存続しているが、神奈川県内において本来の自然の生育地ではすでに絶滅したと考えられる種。
	絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
		絶滅危惧IA類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧IB類(EN)	IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類(VU)	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。
	準絶滅危惧(NT)		現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。
	情報不足(DD)		現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。
	絶滅のおそれのある地域個体群(LP)		県内の特定の地域的ににおいて孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。
	注目種(SP)		環境省のカテゴリーには判定されないが、生息環境や生態的特徴等により注目に値する種。

注) 表中の⑤、⑥は、表3-2-41に示した法令、文献番号と対応する。

(ア) 維管束植物

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な種（維管束植物）は、表 3-2-43(1)～(6)に示すとおりであり、38 目 78 科 275 種である。

表 3-2-43(1) 確認された重要な種（維管束植物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	ミズニラ	ミズニラ	ミズニラ					NT	VU
2	ハナヤスリ	ハナヤスリ	ヒメハナワラビ					VU	EX
3			ウスイハナワラビ						NT
4			コヒロハハナヤスリ						NT
5	マツバラン	マツバラン	マツバラン					NT	NT
6	コケシノブ	コケシノブ	ヒメコケシノブ						NT
7	サンショウモ	デンジソウ	デンジソウ					VU	VU
8		サンショウモ	オオアカウキクサ					EN	VU
9			サンショウモ					VU	CR
10	ヘゴ	キジノオシダ	オオキジノオ						NT
11			キジノオシダ						NT
12	ウラボシ	イノモトソウ	ヒメミズワラビ						NT
13			ヒメウラジロ					VU	VU
14			アイコハチジョウシダ						CR
15			ハチジョウシダモドキ						VU
16			ナチシダ						EN
17		チャセンシダ	チャセンシダ						VU
18			クルマシダ						EN
19		ヒメシダ	イワハリガネワラビ						EN
20		シシガシラ	オサシダ						NT
21		メシダ	タニイヌワラビ						NT
22			ミヤマシケシダ						CR
23			ニセコクモウクジャク						VU
24		オシダ	シノブカグマ						EN
25			ワカナシダ						EN
26			キヨズミオオクジャク						EN
27			イヌイワイタチシダ						NT
28			オニイノデ					VU	
29		ウラボシ	オオクボシダ						VU
30			カラクサシダ						NT
31	マツ	マツ	シラビソ						CR
32			ハリモミ						VU
33			コメツガ						EN
34	コショウ	ウマノスズクサ	ズソウカンアオイ					NT	NT
35			オトメアオイ					NT	
36	オモダカ	サトイモ	ヒガンナムシグサ						VU
37		オモダカ	サジオモダカ						EX
38		トチカガミ	ヤナギスブタ						CR
39			サガミトリゲモ					VU	NT
40			イトトリゲモ					NT	NT
41			トリゲモ					VU	CR
42			ミズオオバコ					VU	VU
43			セキショウモ						EN
44		アマモ	タチアマモ					VU	VU
45			コアマモ						VU

表 3-2-43(2) 確認された重要な種（維管束植物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
46	オモダカ	ヒルムシロ	センニンモ						NT
47			ツツイトモ					VU	EN
48			ササバモ						NT
49			リュウノヒゲモ					NT	VU
50	ヤマノイモ	キンコウカ	ネバリノギラン						CR
51	ユリ	シュロソウ	ミヤマエンレイソウ						VU
52			シュロソウ						VU
53		ユリ	ホソバナアマナ						CR
54			サガミジョウロウホトトギス				第一	EN	EN
55			アマナ						NT
56	クサスギカズラ	ラン	シラン					NT	NT
57			エビネ					NT	NT
58			キンラン					VU	NT
59			マヤラン					VU	
60			サガミラン						NT
61			クマガイソウ					VU	VU
62			アツモリソウ				第一	VU	EX
63			アオチドリ						CR
64			アオスズラン						VU
65			カキラン						VU
66			タシロラン					NT	
67			ベニシュスラン						NT
68			ハルザキムカゴソウ					EN	CR
69			ヒメノヤガラ					VU	VU
70			オオハクウンラン					VU	CR
71			ハクウンラン						EN
72			ジガバチソウ						CR
73			スズムシソウ						EN
74			ヒメムヨウラン					VU	EX
75			サカネラン					VU	VU
76			ミヤマモジズリ						CR
77			コケイラン						CR
78			ナガバナキソチドリ						CR
79			ウチョウラン					VU	CR
80			カヤラン						NT
81			キバナノショウキラン					EN	
82		アヤメ	ヒオウギ						VU
83			カキツバタ					NT	EX
84			アヤメ						EX
85		クサスギカズラ	キジカクシ						VU
86			ユキザサ						NT
87			ヤマアマドコロ						NT
88	ツユクサ	ミズアオイ	ミズアオイ					NT	EX
89	イネ	ガマ	ミクリ					NT	NT
90			ナガエミクリ					NT	EN
91		カヤツリグサ	クロカワズスゲ						NT
92			マツバスゲ						VU
93			センダイスゲ						VU
94			ツルナシコアゼガヤツリ						VU
95			シロガヤツリ						VU
96			コツブヌマハリイ					VU	CR
97			シカクイ						NT
98			ビロードテンツキ						EN
99			アゼテンツキ						VU
100			メアゼテンツキ						VU

表 3-2-43(3) 確認された重要な種（維管束植物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
101	イネ	イネ	ホッスガヤ						NT
102			ミズタカモジ					VU	
103			スズメガヤ						VU
104			コゴメカゼクサ						CR
105			ケカモノハシ						VU
106			ミノボロ						CR
107			コメガヤ						EN
108			イブキヌカボ						EN
109			カリヤスモドキ						VU
110			キダチノネズミガヤ						VU
111			アイアシ						VU
112			ヨコハマダケ						EN
113			ハマヒエガエリ						VU
114			ワセオバナ						VU
115			アリマコスズ						EN
116			カシダザサ						VU
117			ケスズ						CR
118			オニシバ						VU
119			ナガミノオニシバ						EN
120			スナシバ						VU
121	キンポウゲ	ケシ	ヤマエンゴサク						NT
122		キンポウゲ	イヌハコネトリカブト						VU
123			ルイヨウショウマ						CR
124			オオバショウマ						VU
125			フジセンニンソウ						VU
126			コバノボタンヅル						CR
127			カザグルマ					NT	VU
128			トリガタハンショウヅル						EN
129			ミスミソウ					NT	
130			オキナグサ					VU	EN
131	ユキノシタ	ボタン	ヤマシャクヤク					NT	
132		スグリ	ヤシャビシヤク					NT	VU
133			ヤブサンザシ						VU
134		ユキノシタ	トリアシショウマ						VU
135			イワネコノメソウ						EN
136			ムカゴネコノメ					NT	
137			コガネネコノメソウ						EN
138			ヤグルマソウ						NT
139		ベンケイソウ	ホソバノキリンソウ						EX
140		タコノアシ	タコノアシ					NT	
141	マメ	マメ	タヌキマメ						CR
142			ノアズキ						VU
143			イタチササゲ						EN
144			サガミメドハギ					EX	EX
145			イヌハギ					VU	VU
146			ミヤマタニワタシ						VU
147		ヒメハギ	ヒナノキンチャク					EN	CR
148	バラ	バラ	ザイフリボク						EN
149			ヤブザクラ					EN	EN
150			シロバナノヘビイチゴ						EN
151			オオダイコンソウ						VU
152			ミツモトソウ						VU
153			ヒロハノカワラサイコ					VU	VU
154			ミヤマニガイチゴ						NT
155			ナンキンナナカマド						VU

表 3-2-43(4) 確認された重要な種（維管束植物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
156	バラ	クロウメモドキ	ヨコグラノキ						NT
157		イラクサ	ツルマオ						EN
158	ブナ	ブナ	ウバメガシ						CR
159		カバノキ	ダケカンバ						EN
160	ウリ	ウリ	ゴキヅル						NT
161	ニシキギ	ニシキギ	ウメバチソウ						EN
162	キントラノオ	スマレ	ヒカゲスマレ						NT
163		ヤナギ	ミヤマヤナギ						CR
164	フウロソウ	フウロソウ	タチフウロ						EN
165	フトモモ	ミソハギ	ミズマツバ					VU	NT
166			ヒシ						VU
167		アカバナ	ウスゲチョウジタデ					NT	
168			ミズユキノシタ						CR
169	アオイ	ジンチョウゲ	コガンピ						VU
170	アブラナ	アブラナ	ハマハタザオ						EX
171			ハナハタザオ					CR	EX
172	ビャクダン	ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ					VU	EN
173		オオバヤドリギ	マツグミ						NT
174	ナデシコ	タデ	ヒメタデ					VU	CR
175			オオネバリタデ						VU
176			コギシギシ					VU	
177			マダイオウ						EN
178		ナデシコ	ワチガイソウ						VU
179			フシグロセンノウ						VU
180		ヒユ	ホソバハマアカザ						VU
181			カワラアカザ						CR
182	ミズキ	アジサイ	ウメウツギ					VU	NT
183	ツツジ	サクラソウ	ヌマトラノオ						VU
184			コイワザクラ					VU	VU
185			ナツツバキ						EN
186		ツツジ	ベニドウダン						CR
187			シャクジョウソウ						NT
188			ヒトツバイチャクソウ						EN
189			マルバノイチャクソウ						VU
190			ハコネコメツツジ					VU	VU
191		アカネ	ハナムグラ					VU	EX
192			オオキヌタソウ						EN
193		リンドウ	コケリンドウ						VU
194			ハナイカリ						VU
195		キョウチクトウ	コイケマ						VU
196			スズサイコ					NT	VU
197	ムラサキ	ムラサキ	サワリソウ						VU
198			ムラサキ					EN	CR
199			ミズタビラコ						VU
200	ナス	ヒルガオ	ハマネナシカズラ					VU	
201		ナス	アオホオズキ					VU	VU
202			ハシリドコロ						NT
203	シソ	オオバコ	キクモ						NT
204			ウンラン						EN
205			イヌノフグリ					VU	VU
206			カワヂシャ					NT	
207		ゴマノハグサ	ヒナノウスツボ						VU
208		シソ	カイジンドウ					VU	EX
209			ツルカコソウ					VU	CR
210			タニジャコウソウ					NT	

表 3-2-43 (5) 確認された重要な種（維管束植物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
211	シソ	シソ	ジャコウソウ						NT
212			キセワタ					VU	CR
213			シロネ						EX
214			ヤマジソ					NT	VU
215			ミズネコノオ					NT	CR
216			ミヤマタムラソウ						VU
217			ダンドタムラソウ						VU
218			ミゾコウジュ					NT	
219			ヒメナミキ						VU
220			コナミキ					VU	
221			トウゴクシソバタツナミ						EN
222		ハマウツボ	タチコゴメグサ						CR
223			ハマウツボ					VU	EX
224			オカウツボ						EX
225			シオガマギク						VU
226			ヒキヨモギ						VU
227	キク	キキョウ	キキョウ					VU	EN
228		ミツガシワ	ミツガシワ						EX
229			アサザ					NT	EX
230		キク	ヤマノコギリソウ						EN
231			ノコギリソウ						EN
232			ヌマダイコン						VU
233			ヤマハハコ						VU
234			カワラハハコ						VU
235			ヤハズハハコ						VU
236			タテヤマギク					NT	
237			ヒメシオン						EN
238			カワラノギク					VU	EN
239			アキハギク						VU
240			ヨメナ						VU
241			ヒレアザミ						VU
242			ホソバガンクビソウ						VU
243			キクタニギク					NT	
244			タカアザミ						EN
245			アズマギク						CR
246			フジバカマ					NT	EX
247			サワヒヨドリ						EN
248			オグルマ						NT
249			カセンソウ						VU
250			タカサゴソウ					VU	CR
251			ハマニガナ						VU
252			カワラニガナ					NT	VU
253			オオモミジガサ						EN
254			ウスゲタマブキ						EN
255			コウモリソウ						VU
256			ヤマタイミンガサ						VU
257			アキノハハコグサ					EN	CR
258			ミヤコアザミ						VU
259			ヒメヒゴタイ					VU	CR
260			タカオヒゴタイ						VU
261			キントキヒゴタイ						VU
262			セイタカトウヒレン						CR
263			キクアザミ						EN
264			ハンゴンソウ						VU
265			キオン						NT

表 3-2-43(6) 確認された重要な種（維管束植物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
266	キク	キク	ハチジョウナ						VU
267			ハバヤマボクチ						EN
268			エゾタンポポ						CR
269			コウリンカ					VU	EN
270			オカオグルマ						EN
271	マツムシソウ	スイカズラ	ナベナ						VU
272			マツムシソウ						VU
273	セリ	セリ	ミシマサイコ					VU	CR
274			イブキボウフウ						EN
275			ヒカゲミツバ						VU
計	38目	78科	275種	0種	0種	0種	2種	87種	256種

注1) 種名、科名の配列等は、原則として「維管束植物和名チェックリストver. 1.10」

(https://gbif.jp/activities/checklist/wamei_checklist_110) に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表3-2-41に示した法令、文献番号と対応する。

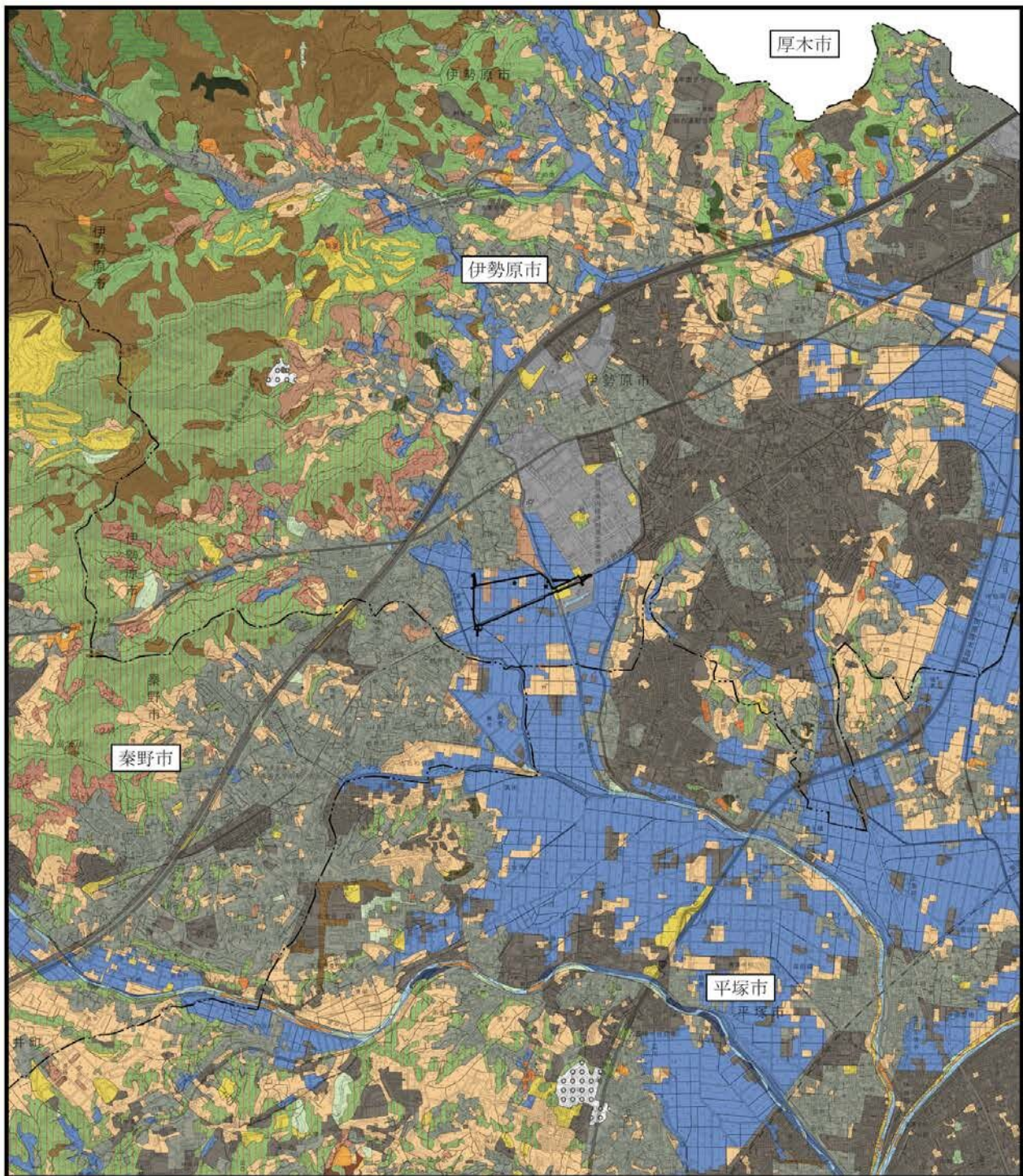
3) 各指定状況の内容は表3-2-42に対応する。

4) 神奈川県内に自然分布しない種の植栽、逸出と考えられる記録は重要な種から除外した。

イ． 植生の状況

実施区域周辺の現存植生の状況は、図 3-2-22 に示すとおりである。「第 6・7 回自然環境保全基礎調査植生調査」(環境省)に基づく実施区域周辺の調査によると、実施区域は水田雑草群落となっている。

また、実施区域及び周辺地域には特定植物群落は確認されていない。



凡 例



：実施区域

———：市 界

図 3-2-22 現存植生図

アカシデ・イヌシデ群落(V)
ヤブコウジ・スダジイ群落
イノダブ・ノキ群落
シキミ・モミ群落
コクサギ・ケヤキ群落
イロハモミジ・ケヤキ群落
ムクノキ・エノキ群落
マサキ・トベラ群落
シイ・カシ二次林
クヌギ・コナラ群落
アカシデ・イヌシデ群落(VII)

アズマネザサ群落
低木群落
チガヤ・ススキ群落
伐採跡地群落(VII)
ヨシクラス
オギ群落
スギ・ヒノキ・サワラ植林
アカマツ植林
その他植林
竹 林
ゴルフ場・芝地

牧草地
路傍・空地雑草群落
放棄畑雑草群落
果樹園
茶 畑
常緑果樹園
畑雑草群落
水田雑草群落
市街地

緑の多い住宅地
残存・植栽樹群をもった
公園、墓地等
工場地帯
造成地
開放水域
自然裸地

資料：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」
(環境省生物多様性センター、令和4年9月取得) に加筆



1:50,000

0 1 2km

(2) 動物

実施区域及び周辺地域の動物相の状況については、文献調査を行い、既存資料を整理した。確認した文献等は表 3-2-44 に示すとおりである。また、実施区域が位置する伊勢原市のほか、平塚市及び秦野市に分布が確認された種の抽出を行った。

調査対象とした動物は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、その他（陸産貝類、クモ類等）である。

文献調査により、実施区域及び周辺地域で確認された種数は、表 3-2-45 に示すとおりである。

表 3-2-44 動物種の確認文献等

文献名		整理の対象とした範囲
A	「自然環境保全基礎調査 第2回動物分布調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター)	伊勢原市、平塚市、秦野市が含まれる全ての2次メッシュ
B	「自然環境保全基礎調査 第3回動物分布調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター)	
C	「自然環境保全基礎調査 第4回動物分布調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター)	
D	「自然環境保全基礎調査 第5回動物分布調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター)	
E	「自然環境保全基礎調査 第6回動物分布調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター)	
F	「自然環境保全基礎調査 要注意鳥獣・中大型哺乳類調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター)	
G	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」 (平成18年7月 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課)	伊勢原市、平塚市、秦野市
H	「平塚市自然環境評価書」 (令和4年3月 ひらつか生物多様性推進協議会、平塚市環境部環境保全課)	平塚市
I	「秦野市みどりの基本計画」 (令和3年3月 秦野市環境産業部環境共生課)	秦野市
J	「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」 (平成26年3月 神奈川県環境科学センター)	鈴川、善波川、栗原川

表 3-2-45 文献調査により確認された種数（動物）

分類	目	科	種
哺乳類	7	18	34
鳥類	19	54	196
爬虫類	2	11	17
両生類	2	6	15
昆虫類	14	155	766
その他	6	25	87

既存資料で確認された種について、国、県、及び各自治体が指定する選定根拠に基づき、重要な種の指定状況を整理した。重要な動物種等の選定根拠及びカテゴリーは表 3-2-46 に、各カテゴリーの評価基準は表 3-2-47 に示すとおりである。

表 3-2-46 重要な動物種等の選定根拠及びカテゴリー

選定根拠			カテゴリー
法令 による 指定	①	「文化財保護法」 (昭和25年5月 法律第214号)	・ 特別天然記念物(特天) ・ 国指定天然記念物(国天)
	②	「神奈川県文化財保護条例」 (昭和30年4月 条例第13号)	・ 県指定天然記念物(県天)
	③	「伊勢原市文化財保護条例」 (平成25年3月 条例第13号)	・ 市指定天然記念物(市天)
		「平塚市文化財保護条例」 (昭和32年10月 条例第23号)	
		「秦野市文化財保護条例」 (昭和37年12月 条例第54号)	
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存 に関する法律(種の保存法)」 (平成4年6月 法律第75号)	・ 国内希少野生動植物種(国内) ・ 特定国内希少野生動植物種 (第一)、(第二) ・ 緊急指定種(緊急)
文献 による 指定	⑤	「環境省レッドリスト2020」 (令和2年3月 環境省自然環境局野生生物課)	・ 絶滅(EX) ・ 野生絶滅(EW) ・ 絶滅危惧ⅠA類(CR) ・ 絶滅危惧ⅠB類(EN) ・ 絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・ 準絶滅危惧(NT) ・ 情報不足(DD) ・ 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
	⑥	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」 (平成18年7月 神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課)	・ 絶滅生物(EX) ・ 準絶滅(PX) ・ 野生絶滅生物(EW) ・ 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) ・ 絶滅危惧ⅠA類(CR) ・ 絶滅危惧ⅠB類(EN) ・ 絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・ 準絶滅危惧(NT) ・ 減少種(DP) ・ 希少種(RP) ・ 要注意種(CP) ・ 情報不足(DD) ・ 情報不足A(DDA) ・ 情報不足B(DDB) ・ 絶滅のおそれのある地域個体群(LP) ・ 注目種(SP) ・ 不明種(UP)

表 3-2-47(1) 各カテゴリーの評価基準

カテゴリー		評価基準
①	特別天然記念物(特天)	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。
	国指定天然記念物(国天)	国指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で我が国にとって学術上価値の高いもの。
②	県指定天然記念物(県天)	県指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で県にとって学術上価値の高いもの。
③	市指定天然記念物(市天)	市指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で市にとって学術上価値の高いもの。
④	国内希少野生動植物種(国内)	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。
	特定第一種国内希少野生動植物種(第一)	商業的に個体の繁殖をさせることができ、かつ、国際的に協力して種の保存を図ることとされていない国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。
	特定第二種国内希少野生動植物種(第二)	次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	緊急指定種(緊急)	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。
⑤	絶滅(EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
	野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種。
	絶滅危惧IA類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
	絶滅危惧IB類(EN)	IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧II類(VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧(NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。
	情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。
	絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

注) 表中の①～⑤は、表3-2-46に示した法令、文献番号と対応する。

表 3-2-47(2) 各カテゴリーの評価基準

⑥

カテゴリー		評価基準
絶滅 (EX)		過去に神奈川県に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、神奈川県内ではすでに絶滅したと考えられる種。
準絶滅 (PX)		過去に確実な記録があるが、信頼性の高い調査を行っているにも関わらず、長期間全く記録が無く絶滅している可能性がある種。
野生絶滅生物 (EW)		過去に神奈川県に生息したことが確認されており、飼育・栽培下、あるいは自然分布の明らかに外側で野生化した状態では存続しているが、神奈川県内において本来の自然の生息地ではすでに絶滅したと考えられる種。
絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧 (NT)		現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。
減少種 (DP)		かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種。
希少種 (RP)		生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種。
要注意種 (CP)		前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種。
注目種 (SP)		環境省のカテゴリーには判定されないが、生息環境や生態的特徴等により注目に値する種。
情報不足 (DD)		現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。
情報不足A (DDA)		過去30年を超えてまったく記録がないもの。
情報不足B (DDB)		過去15～30年の間に確認例がまったくあるいはほとんど知られていないもの。
不明種 (UP)		過去に不確実な記録だけが残されている種。
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)		県内の特定の地域において孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

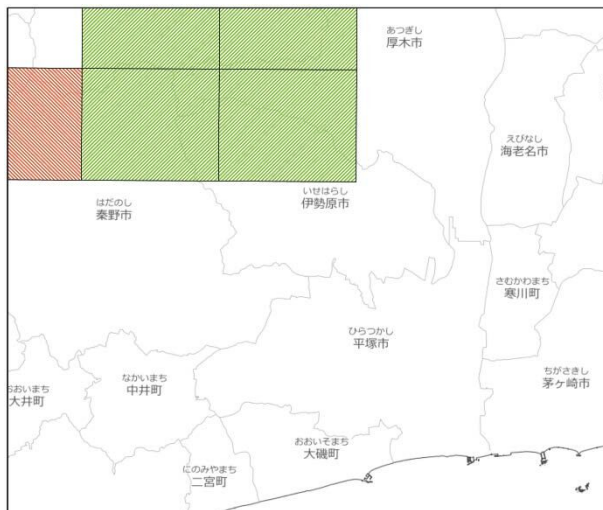
注) 表中の⑥は、表3-2-46に示した法令、文献番号と対応する。

ア. 哺乳類

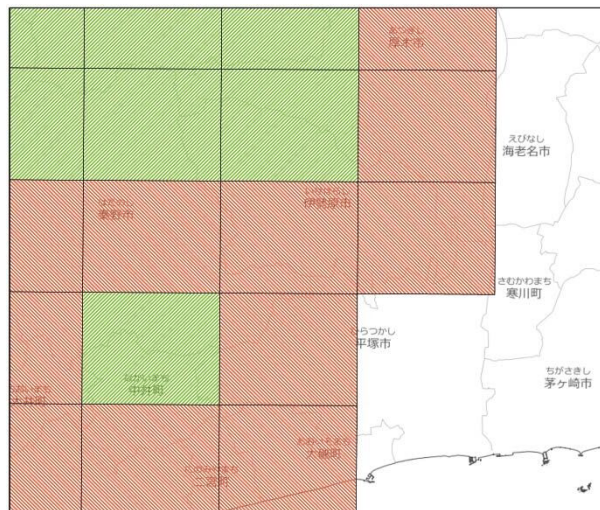
自然環境保全基礎調査において、第2回調査（昭和53年度、環境庁）と第6回調査（平成12～16年度、環境省）では、図3-2-23に示すとおり、哺乳類としてツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、キツネ、タヌキ、アナグマの計8種を調査対象としている。

実施区域を含むメッシュ及び周辺のメッシュの範囲では調査対象の全8種の生息が記録されている。

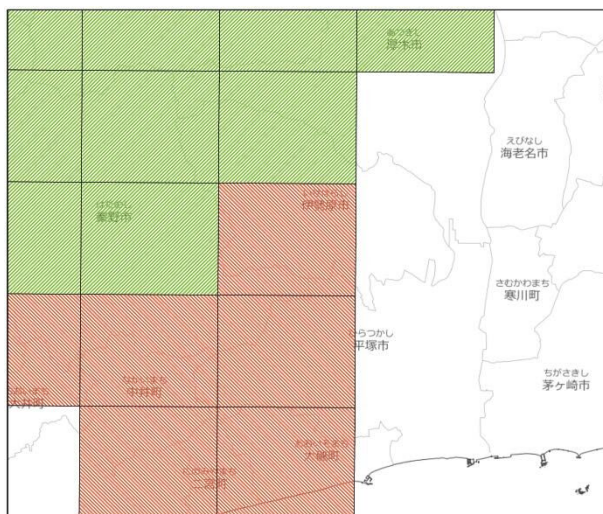
【ツキノワグマ】



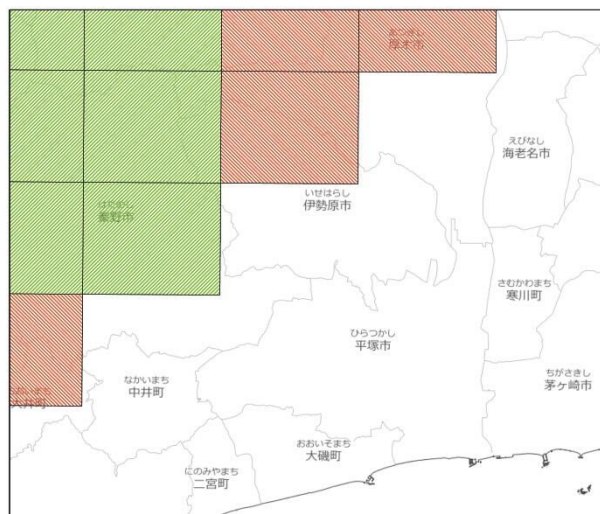
【ニホンザル】



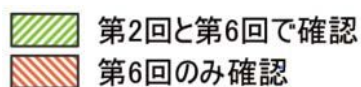
【ニホンジカ】



【カモシカ】



凡例



資料：「自然環境調査 Web-GIS」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ、令和4年9月閲覧）

図3-2-23(1) 哺乳類の生息確認状況

		東京 東京都	
			東京都 東京都
東京都 東京都	東京都 東京都	東京都 東京都	東京都 東京都
東京都 東京都	東京都 東京都	東京都 東京都	東京都 東京都

[illegible]

 第2回と第6回で確認
 第6回のみ確認

図 3-2-23 (2) 哺乳類の生息確認状況

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な動物種（哺乳類）は、表 3-2-48 に示すとおりであり、5 目 10 科 14 種である。

表 3-2-48 確認された重要な動物種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	モグラ	トガリネズミ	カワネズミ						NT
2	コウモリ	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ						CR+EN
3		ヒナコウモリ	ヒナコウモリ						VU
4			ユビナガコウモリ						VU
5			テングコウモリ						CR+EN
6		オヒキコウモリ	オヒキコウモリ					VU	DD
7	ネコ	イヌ	キツネ						NT
8		イタチ	ニホンイタチ						NT
9		クマ	ツキノワグマ						CR+EN
10	ウシ	ウシ	ニホンカモシカ	特天					NT
11	ネズミ	リス	ニホンリス						NT
12			ホンドモモンガ						VU
13		ネズミ	ハタネズミ						NT
14			カヤネズミ						NT
計	5目	10科	14種	1種	0種	0種	0種	1種	14種

注1) 種名、科名の配列等は、「種の多様性調査(専門家調査)対象種一覧」（平成9年、環境庁自然保護局）に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表3-2-46に示した法令、文献番号と対応する。

3) 各指定状況の内容は表3-2-47に対応する。

イ. 鳥類

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な動物種（鳥類）は、表 3-2-49(1)～(2)に示すとおりであり、17 目 40 科 103 種である。

表 3-2-49(1) 確認された重要な動物種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
									繁殖期	非繁殖期
1	キジ	キジ	ウズラ					VU		VU
2			ヤマドリ						VU	VU
3	カモ	カモ	オシドリ					DD	RP	DP
4			シマアジ							RP
5			トモエガモ					VU		RP
6			ウミアイサ							NT
7	ハト	ハト	アオバト						SP	SP
8	ミズナギドリ	アホウドリ	コアホウドリ					EN		
9	カツオドリ	ウ	ウミウ							NT
10	ペリカン	サギ	ヨシゴイ					NT	VU	
11			オオヨシゴイ				国内	CR		VU
12			ミゾゴイ					VU	CR+EN	
13			ササゴイ						VU	
14			アマサギ						DP	
15			チュウサギ					NT		
16			クロサギ						VU	
17	ツル	クイナ	クイナ							VU
18			ヒクイナ					NT	CR+EN	
19	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ						NT	
20			カッコウ						VU	
21	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ					NT	VU	
22	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ						DP	
23	チドリ	チドリ	タゲリ							VU
24			ケリ					DD	RP	NT
25			ムナグロ							DP
26			イカルチドリ						NT	SP
27			コチドリ						SP	
28			シロチドリ					VU	VU	NT
29			メダイチドリ							NT
30		セイタカシギ	セイタカシギ					VU		
31		シギ	ヤマシギ							RP
32			タシギ							SP
33			オオソリハシシギ					VU		VU
34			チュウシャクシギ							VU
35			コアオアシシギ							NT
36			アオアシシギ							NT
37			クサシギ							NT
38			タカブシギ					VU		NT
39			キアシシギ							VU
40			ソリハシシギ							VU
41			イソシギ						RP	SP
42			キョウジョシギ							VU
43			ミユビシギ							CR+EN
44			トウネン							VU
45			ハマシギ					NT		VU
46			エリマキシギ							NT
47		タマシギ	タマシギ					VU	CR+EN	RP
48		ツバメチドリ	ツバメチドリ					VU		
49		カモメ	ズグロカモメ					VU		
50			オオセグロカモメ					NT		
51			コアジサシ					VU	CR+EN	

表 3-2-49 (2) 確認された重要な動物種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
									繁殖期	非繁殖期
52	タカ	ミサゴ	ミサゴ					NT	VU	NT
53		タカ	ハチクマ					NT	CR+EN	
54			ツミ						VU	RP
55			ハイタカ					NT	DD	RP
56			オオタカ					NT	VU	RP
57			サシバ					VU	CR+EN	
58			ノスリ						VU	RP
59	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク						CR+EN	RP
60			フクロウ						NT	
61			アオバズク						VU	
62	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン						VU	
63			ヤマセミ						RP	
64	キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ						CR+EN	CR+EN
65	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ				国内	VU	CR+EN	RP
66	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ					VU	VU	
67		カササギヒタキ	サンコウチョウ						VU	
68		モズ	モズ						DP	
69		クイタダキ	クイタダキ						RP	
70		シジュウカラ	コガラ						VU	NT
71		ヒバリ	ヒバリ						DP	
72		ツバメ	ツバメ						DP	
73			コシアカツバメ						DP	
74		ウグイス	ヤブサメ						NT	
75		ムシクイ	オオムシクイ					DD		
76			メボソムシクイ						VU	
77			エゾムシクイ						NT	
78			センダイムシクイ						NT	
79		ヨシキリ	オオヨシキリ						VU	
80			コヨシキリ						CR+EN	
81		セッカ	セッカ						DP	DP
82		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ						NT	
83		カワガラス	カワガラス						DP	DP
84		ヒタキ	トラツグミ						DP	
85			クロツグミ						VU	
86			アカハラ						DP	
87			コマドリ						CR+EN	
88			コルリ						VU	
89			ルリビタキ						VU	
90			コサメビタキ						CR+EN	
91			キビタキ						DP	
92			オオルリ						NT	
93		スズメ	ニューナイスズメ							CR+EN
94		セキレイ	キセキレイ						DP	
95			セグロセキレイ						DP	
96			ビンズイ						VU	
97		アトリ	カワラヒワ						DP	
98		ホオジロ	ホオアカ						CR+EN	
99			ノジコ					NT	RP	
100			アオジ						VU	
101			クロジ						CR+EN	DP
102			コジュリン					VU		VU
103			オオジュリン							VU
計	17目	40科	103種	0種	0種	0種	2種	31種	68種	48種

注1) 種名、科名の配列等は、「日本鳥類目録 改訂第7版」（平成24年 日本鳥学会）に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表3-2-46に示した法令、文献番号と対応する。

3) 各指定状況の内容は表3-2-47に対応する。

ウ. 爬虫類

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な動物種（爬虫類）は、表 3-2-50 に示すとおりであり、
2 目 6 科 9 種である。

表 3-2-50 確認された重要な動物種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	カメ	ウミガメ	アカウミガメ					EN	VU
2		イシガメ	ニホンイシガメ					NT	CR+EN
3		スッポン	ニホンスッポン					DD	
4	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ						CP
5		ナミヘビ	アオダイショウ						CP
6			シマヘビ						CP
7			ヒバカリ						NT
8			ヤマカガシ						CP
9			ニホンマムシ						CP
計	2目	6科	9種	0種	0種	0種	0種	3種	8種

注1) 種名、科名の配列等は、原則として「日本産爬虫両生類標準和名（2020年3月16日版）」（令和2年、日本爬虫両棲類学会）に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表3-2-46に示した法令、文献番号と対応する。

3) 各指定状況の内容は表3-2-47に対応する。

エ. 両生類

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な動物種（両生類）は、表 3-2-51 に示すとおりであり、
2 目 5 科 10 種である。

表 3-2-51 確認された重要な動物種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	有尾	サンショウウオ	ヒガシヒダサンショウウオ					VU	VU
2			ハコネサンショウウオ						NT
3		イモリ	アカハライモリ					NT	CR+EN
4	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル						CP
5		アカガエル	ナガレタゴガエル						RP
6			ニホンアカガエル						VU
7			ツチガエル属※1						CP
8			トウキョウダルマガエル					NT	VU
9			トノサマガエル					NT	CR+EN
10		アオガエル	シュレーゲルアオガエル						CP
計	2目	5科	10種	0種	0種	0種	0種	4種	10種

注1) 種名、科名の配列等は、「日本産爬虫両生類標準和名（2020年3月16日版）」（令和2年、日本爬虫両棲類学会）に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表3-2-46に示した法令、文献番号と対応する。

3) 各指定状況の内容は表3-2-47に対応する。

※1ツチガエル属：「ツチガエル」又は「ムカシツチガエル」の可能性があり、ツチガエルが重要な種に該当する。

オ. 昆虫類

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な動物種（昆虫類）は、表 3-2-52(1)～(3)に示すとおりであり、9 目 55 科 148 種である。

表 3-2-52(1) 確認された重要な動物種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	トンボ	イトトンボ	キイトトンボ						EN
2			モートンイトトンボ					NT	EN
3			クロイトトンボ						CP
4			セスジイトトンボ						CP
5			オオイトトンボ						CR
6		モノサシトンボ	モノサシトンボ						NT
7		アオイトトンボ	ホソミオツネントンボ						CP
8			オツネントンボ						VU
9		カワトンボ	ハグロトンボ						CP
10			アオハダトンボ					NT	VU
11			ニホンカワトンボ						NT
12		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ						VU
13		サナエトンボ	ヤマサナエ						CP
14			キイロサナエ					NT	CR
15			ホンサナエ						VU
16			アオサナエ						CR
17			ヒメサナエ						DD
18			コサナエ						EN
19		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ					NT	CR
20			アオヤンマ					NT	EX
21			オオルリボシヤンマ						NT
22			コシボソヤンマ						CP
23			カトリヤンマ						NT
24			サラサヤンマ						EN
25			ミルンヤンマ						CP
26		エゾトンボ	コヤマトンボ						NT
27			ハネビロエゾトンボ					VU	EX
28			タカネトンボ						CP
29		トンボ	コフキトンボ						CP
30			ヨツボシトンボ						VU
31			シオヤトンボ						CP
32			チョウトンボ						EN
33			ナツアカネ						CP
34			マユタテアカネ						CP
35			マイコアカネ						DD
36			ヒメアカネ						CP
37			ミヤマアカネ						NT
38			リスアカネ						CP
39			オオキトンボ					EN	EX
40	カワゲラ	カワゲラ	ジョウクリカワゲラ						RP
41	バッタ	キリギリス	ヒガシキリギリス						CP
42			オナガササキリ						CP
43		クツワムシ	クツワムシ						CP
44		コオロギ	クロツヤコオロギ						NT
45			コガタコオロギ						NT
46		マツムシ	マツムシ						CP
47			スズムシ						CP
48		ケラ	ケラ						CP
49		バッタ	ショウリョウバッタモドキ						CP
50	カメムシ	セミ	ハルゼミ						CP

表 3-2-52(2) 確認された重要な動物種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
51	カメムシ	アメンボ	オオアメンボ						NT
52		コオイムシ	コオイムシ					NT	EN
53			タガメ				第二	VU	EX
54		ミズムシ	Sigara属の一種						DD
55		サシガメ	アカヘリサシガメ						DD
56		ツチカメムシ	シロヘリツチカメムシ					NT	DD
57		カメムシ	ヒメナガメ						VU
58			アカアシクチブトカメムシ						DD
59	コウチュウ	ハンミョウ	シロヘリハンミョウ					NT	VU
60		オサムシ	オオオサムシ						DDB
61			フタモンマルクビゴミムシ					EN	CR+EN
62			コハンミョウモドキ					EN	VU
63			オサムシモドキ						VU
64			フタボシチビゴミムシ						NT
65			アトスジチビゴミムシ						VU
66			カミコウチミズギワゴミムシ						DDB
67			オビモンコミズギワゴミムシ						NT
68			ヨツボシツヤナガゴミムシ						CR+EN
69			オオキンナガゴミムシ						NT
70			シラハタモリヒラタゴミムシ						DDB
71		コガシラミズムシ	クビボソコガシラミズムシ					DD	
72			コガシラミズムシ						EN
73		ゲンゴロウ	キベリマメゲンゴロウ					NT	
74			ゲンゴロウ					VU	EX
75			シマゲンゴロウ					NT	EN
76		ミズスマシ	コオナガミズスマシ					VU	NT
77			ミズスマシ					VU	NT
78		ガムシ	スジヒラタガムシ					NT	
79			ガムシ					NT	CR
80		エンマムシ	ドウガネエンマムシ						CR+EN
81		シデムシ	ヤマトモンシデムシ					NT	VU
82		クワガタムシ	オオクワガタ					VU	CR+EN
83			ヒラタクワガタ						VU
84			ミヤマクワガタ						CP
85		コガネムシ	アカマダラセンチコガネ						NT
86			オオフタホシマダラコガネ						NT
87			ヒゲコガネ						VU
88			シロスジコガネ						VU
89		タマムシ	ヤマトタマムシ						CP
90			クロチビタマムシ						CR+EN
91		ホタル	ヘイケボタル						NT
92		オオキノコムシ	ムモンシリグロオオキノコ						CR+EN
93		テントウムシ	ルイステントウ						DDA
94		ツツキノコムシ	ケナガナガツツキノコムシ						VU
95		カミキリムシ	オオマルクビヒラタカミキリ						DDB
96			ケブトハナカミキリ						RP
97			クビアカハナカミキリ						DDB
98			ニセハムシハナカミキリ						CR+EN
99			ムネアカクロハナカミキリ						NT
100			キベリカタビロハナカミキリ						CR+EN
101			モモグロハナカミキリ						NT
102			クロツヤヒゲナガコバネカミキリ						EX
103			ヒメビロウドカミキリ					NT	CR+EN
104			シロスジカミキリ						CP
105		ハムシ	クロマメゾウムシ						VU
106			ヨツボシナガツツハムシ						NT
107			オオルリハムシ					NT	RP
108			ヤナギハムシ						VU
109		ゾウムシ	オオカツオゾウムシ						EX

表 3-2-52(3) 確認された重要な動物種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
110	ハチ	ヒメバチ	ミズバチ					DD	
111		クモバチ	キオビクモバチ						CR+EN
112		スズメバチ	ヤマトアシナガバチ					DD	VU
113		ミツバチ	クロマルハナバチ					NT	EX
114	ハエ	アミカモドキ	ニホンアミカモドキ					VU	
115		ハナアブ	ケブカハチモドキハナアブ						SP
116	トビケラ	ナガレトビケラ	オオナガレトビケラ					NT	
117	チョウ	セセリチョウ	アオバセセリ						CP
118			ギンイチモンジセセリ					NT	NT
119			ホシチャバネセセリ					EN	CR
120			ホソバセセリ						VU
121			ヘリグロチャバネセセリ						EN
122			コキマダラセセリ						VU
123			アカセセリ					EN	
124			オオチャバネセセリ						VU
125			ミヤマチャバネセセリ						CP
126		アゲハチョウ	ギフチョウ					VU	EN
127		シロチョウ	ヒメシロチョウ					EN	EN
128			ツマグロキチョウ					EN	EX
129			スジボソヤマキチョウ						NT
130			ヤマキチョウ					EN	CR
131		シジミチョウ	ミドリシジミ						NT
132			ジョウザンミドリシジミ						UP
133			シルビアシジミ					EN	CR
134			ゴマシジミ本州中部亜種					CR	EX
135			ミヤマシジミ					EN	EX
136		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン					VU	EN
137			クモガタヒョウモン						EN
138			オオウラギンヒョウモン					CR	EX
139			アサマイチモンジ						VU
140			ホシミスジ						EN
141			シータテハ						VU
142			クジャクチョウ						VU
143			スミナガシ						CP
144			コムラサキ						EN
145			オオムラサキ					NT	NT
146		ヤマユガ	オナガミズアオ					NT	
147		ヤガ	タカオキリガ						EX
148			コシロシタバ					NT	
計	9目	55科	148種	0種	0種	0種	1種	45種	139種

注1) 種名、科名の配列等は、原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅱ」（平成7年、環境庁）に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表3-2-46に示した法令、文献番号と対応する。

3) 各指定状況の内容は表3-2-47に対応する。

カ. その他

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な動物種（その他の陸生動物）は、表 3-2-53 に示すとおりであり、4 目 11 科 27 種である。

表 3-2-53 確認された重要な動物種（その他の陸生動物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	ニナ(中腹足)	ヤマタニシ	サドヤマトガイ					NT	
2	オカミミガイ (原始有肺)	ケシガイ	ケシガイ					NT	
3	マイマイ (柄眼)	キバサナギガイ (+スナガイ)	スナガイ					NT	
4			ナタネキバサナギガイ					VU	
5		キセルガイ	オオギセル					NT	
6			ツメギセル					NT	
7			チュウゼンジギセル					NT	
8			スルガギセル					NT	
9		オカモノアラガイ	ナガオカモノアラガイ					NT	
10		ベッコウマイマイ	カントウベッコウ					DD	
11			クリイロベッコウ					DD	
12			ハコネヒメベッコウ					DD	
13			エナクリイロベッコウ					DD	
14			キヌツヤベッコウマイマイ					DD	
15			レンズガイ					VU	
16			ウメムラシタラガイ					NT	
17			オオウエキビ					DD	
18			オオタキキビ					NT	
19			ヒメカサキビ					NT	
20		オオコウラナメクジ	オオコウラナメクジ					NT	
21		ニッポンマイマイ (ナンバンマイマイ)	ビロウドマイマイ					DD	
22			キヌビロウドマイマイ					NT	
23			メルレンドルフマイマイ					CR +EN	
24		オナジマイマイ	カドコオオベソマイマイ					NT	
25			タカヤマヒダリマキマイマイ					VU	
26	クモ	ジグモ	ワスレナグモ					NT	VU
27		ハウシグモ	ドウシグモ					DD	NT
計	4目	11科	27種	0種	0種	0種	0種	27種	2種

注1) 種名、科名の配列等は、原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物編I」（平成5年、環境庁）及び「日本産野生生物目録 無脊椎動物編III」（平成10年、環境庁）に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表3-2-46に示した法令、文献番号と対応する。

3) 各指定状況の内容は表3-2-47に対応する。

(3) 陸水生物

実施区域及び周辺地域の陸水生物に関する生物相の状況については、文献調査を行い、既存資料を整理した。確認した文献等は表 3-2-54 に示すとおりである。また、実施区域が位置する伊勢原市のほか、平塚市及び秦野市に分布が確認された種の抽出を行った。

調査対象とした生物は、魚類と底生動物である。

文献調査により、実施区域及び周辺地域で確認された種数は、表 3-2-55 に示すとおりである。

表 3-2-54 陸水生物に関する生物種の確認文献等

文献名		整理の対象とした範囲
A	「自然環境保全基礎調査 第4回動物分布調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター)	伊勢原市、平塚市、秦野市が 含まれる全ての2次メッシュ
B	「自然環境保全基礎調査 第5回動物分布調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター)	
C	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」 (平成18年7月 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課)	伊勢原市、平塚市、秦野市
D	「神奈川県内河川の魚類」 (平成26年3月 神奈川県環境科学センター)	鈴川、善波川、栗原川
E	「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」 (平成26年3月 神奈川県環境科学センター)	鈴川、善波川、栗原川
F	「平塚市自然環境評価書」 (令和4年3月 ひらつか生物多様性推進協議会、平塚市環境 部環境保全課)	平塚市
G	「秦野市みどりの基本計画」 (令和3年3月 秦野市環境産業部環境共生課)	秦野市

表 3-2-55 文献調査により確認された種数（陸水生物）

分類	目	科	種
魚類	12	29	84
底生動物	33	83	154

文献調査で確認された種について、国、県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき、重要な種の指定状況を整理した。

重要な陸水生物の選定根拠、カテゴリー及び各カテゴリーの評価基準は、重要な動物種等の選定根拠及びカテゴリーと各カテゴリーの評価基準と同様である（表 3-2-46 及び表 3-2-47 参照）。

ア. 魚類

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な陸水生物種（魚類）は、表 3-2-56(1)～(2)に示すとおりであり、8 目 14 科 33 種である。

表 3-2-56(1) 確認された重要な陸水生物（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類 ^{※1}					VU	EN
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ					EN	
3	コイ	コイ	コイ(型不明)						DD
4			キンブナ					VU	EN
5			アブラハヤ						NT
6			ウグイ						NT
7			カマツカ類 ^{※2}						(NT) ^{※4}
8			ニゴイ						VU
9		ドジョウ	ドジョウ類 ^{※3}					(NT/DD) ^{※5}	
10			ヒガシシマドジョウ						NT
11		フクドジョウ	ホトケドジョウ					EN	EN
12	ナマズ	ギギ	ギバチ					VU	CR
13		ナマズ	ナマズ						SP
14	サケ	サケ	ニッコウイワナ					DD	
15			サクラマス(ヤマメ)					NT	CR
16			サツキマス(アマゴ)					NT	CR
17	トゲウオ	ヨウジウオ	イッセンヨウジ						SP
18			テングヨウジ						SP
19	ダツ	メダカ	ミナミメダカ					VU	CR
20			メダカ類					(VU) ^{※6}	(CR) ^{※6}
21		サヨリ	クルメサヨリ					NT	
22	スズキ	カジカ	カマキリ					VU	CR
23			カジカ					NT	VU
24			ウツセミカジカ (淡水性両側回遊型)					EN	DD
25		カワアナゴ	カワアナゴ						EN
26			チチブモドキ						DD
27		ハゼ	ミミズハゼ						DD
28			ボウズハゼ						NT
29			オオヨシノボリ						NT
30			クロヨシノボリ						NT

表 3-2-56(2) 確認された重要な陸水生物（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
31	スズキ	ハゼ	ゴクラクハゼ						NT
32			ウロハゼ						SP
33			スミウキゴリ						NT
計	8目	14科	33種	0種	0種	0種	0種	15種	29種

注1) 種名、科名の配列等は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度版」（令和4年、国土交通省）に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表3-2-46に示した法令、文献番号と対応する。

3) 各指定状況の内容は表3-2-47に対応する。

4) 神奈川県内に自然分布しない種の人為的移入と考えられる記録は重要な種から除外した。

※1 スナヤツメ類：「スナヤツメ北方種」又は「スナヤツメ南方種」の可能性があるため「スナヤツメ類」とした。

※2 カマツカ類：神奈川県内の自然分布種は「スナゴカマツカ」であるが、神奈川県内には近縁の他種が移入しているとの情報があるため種を特定せず、「カマツカ類」とした。

※3 ドジョウ類：「ドジョウ」又は「キタドジョウ」の可能性があるため「ドジョウ類」とした。

※4 選定根拠⑥において、スナゴカマツカが準絶滅危惧（NT）に指定されている。

※5 選定根拠⑤において、ドジョウが準絶滅危惧種（NT）、キタドジョウが情報不足（DD）に指定されている。

※6 選定根拠⑤において、ミナミメダカが絶滅危惧Ⅱ類（VU）、選定根拠⑥において、ミナミメダカが絶滅危惧ⅠA類（CR）に指定されている。

イ. 底生動物

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な陸水生物種（底生動物）は、表 3-2-57 に示すとおりであり、6 目 9 科 12 種である。

表 3-2-57 確認された重要な陸水生物（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	ニナ(中腹足)	タニシ	マルタニシ					VU	
2		エゾマメタニシ (マメタニシ)	イナバマメタニシ					VU	
3	モノアラガイ (基眼)	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ					DD	
4			モノアラガイ					NT	
5		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ					DD	
6			トウキョウヒラマキガイ					DD	
7			ヒラマキガイモドキ					NT	
8		カワコザラガイ	カワコザラ					CR	
9	イシガイ	イシガイ	マルドブガイ					VU	
10	ハマグリ (マルスダレガイ)	シジミ	マシジミ					VU	
11	ウオビル(吻蛭)	ヒラタビル	イボビル					DD	
12	エビ(十脚)	イワガニ	タイワンオオヒライソガニ					DD	
計	6目	9科	12種	0種	0種	0種	0種	12種	0種

注1) 種名、科名の配列等は、原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物編I」（平成5年、環境庁）及び「日本産野生生物目録 無脊椎動物編III」（平成10年、環境庁）に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表3-2-46に示した法令、文献番号と対応する。

3) 各指定状況の内容は表3-2-47に対応する。

3 その他の状況

1) 文化財の分布状況

(1) 指定文化財

実施区域周辺の史跡・名勝・天然記念物の指定状況は、表 3-2-58 及び図 3-2-24 に示すとおりである。

実施区域周辺では、国指定 6 件、県指定 4 件、伊勢原市の指定 12 件の文化財がある。なお、実施区域内には指定文化財はない。

表 3-2-58 指定文化財の状況

地点 番号	指定区分	種類	名称
1	国	史跡	伊勢原八幡台石器時代住居跡
2	国	登録有形	山口家住宅主屋 山口家住宅離れ
3	国	登録有形	小澤家住宅主屋 小澤家住宅表門 小澤家住宅庭堀
4	国	登録有形	高部屋神社本殿 高部屋神社拝殿及び幣殿
5	県	天然記念物	大福寺の大クスノキ
6	国	建造物	光明寺本堂内厨子
	県		光明寺観音堂
	平塚市		金目観音堂二(仁)王門
7	国	登録有形	原家住宅主屋 原家住宅茶室 原家住宅土蔵 原家住宅旧長屋門
8	県	天然記念物	鶴巻の大櫓
9	県	史跡	二子塚古墳
10	伊勢原市	建造物	串橋中世石塔群〔(伝) 善波太郎の墓〕
11	伊勢原市	建造物	齋藤家住宅
12	伊勢原市	史跡	一之坪条里制度遺跡
13	伊勢原市	史跡	市之坪条里制度遺跡
14	伊勢原市	史跡	箕輪駅跡
15	伊勢原市	史跡	岡崎城跡
16	伊勢原市	史跡	下谷戸縄文遺跡環状列石及住居跡
17	伊勢原市	史跡	太田道灌の墓（洞昌院）
18	伊勢原市	史跡	太田道灌の墓（大慈寺）
19	伊勢原市	史跡	上杉館跡
20	伊勢原市	史跡	浄業寺跡
21	伊勢原市	天然記念物	神代杉
22	平塚市	建造物	北金目神社本殿
23	秦野市	建造物	健速神社本殿

注) 地点番号は、図3-2-24と対応する。

資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」（令和3年5月 神奈川県）

「指定文化財」（いせはら文化財サイト、令和4年9月閲覧）

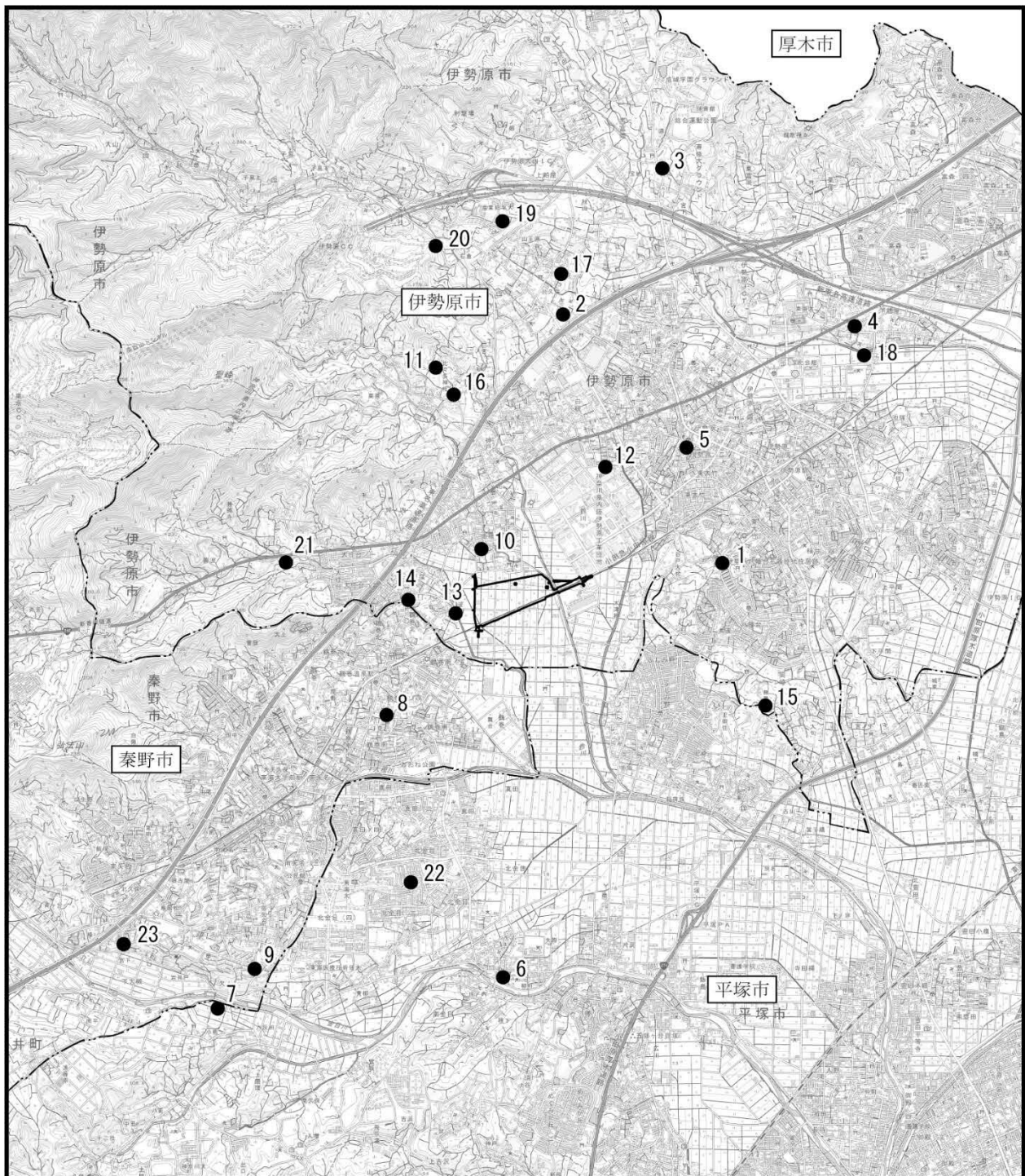
「平塚市内の指定・登録文化財一覧」（平塚市ホームページ、令和4年9月閲覧）

「秦野市域の指定・登録文化財」（秦野市ホームページ、令和4年9月閲覧）

(2) 埋蔵文化財等の分布

実施区域周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、図 3-2-25 に示すとおりである。

実施区域周辺には、多くの周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、実施区域内には埋蔵文化財包蔵地は報告されていない。



凡 例

□ : 実施区域

— : 市 界

● : 指定文化財

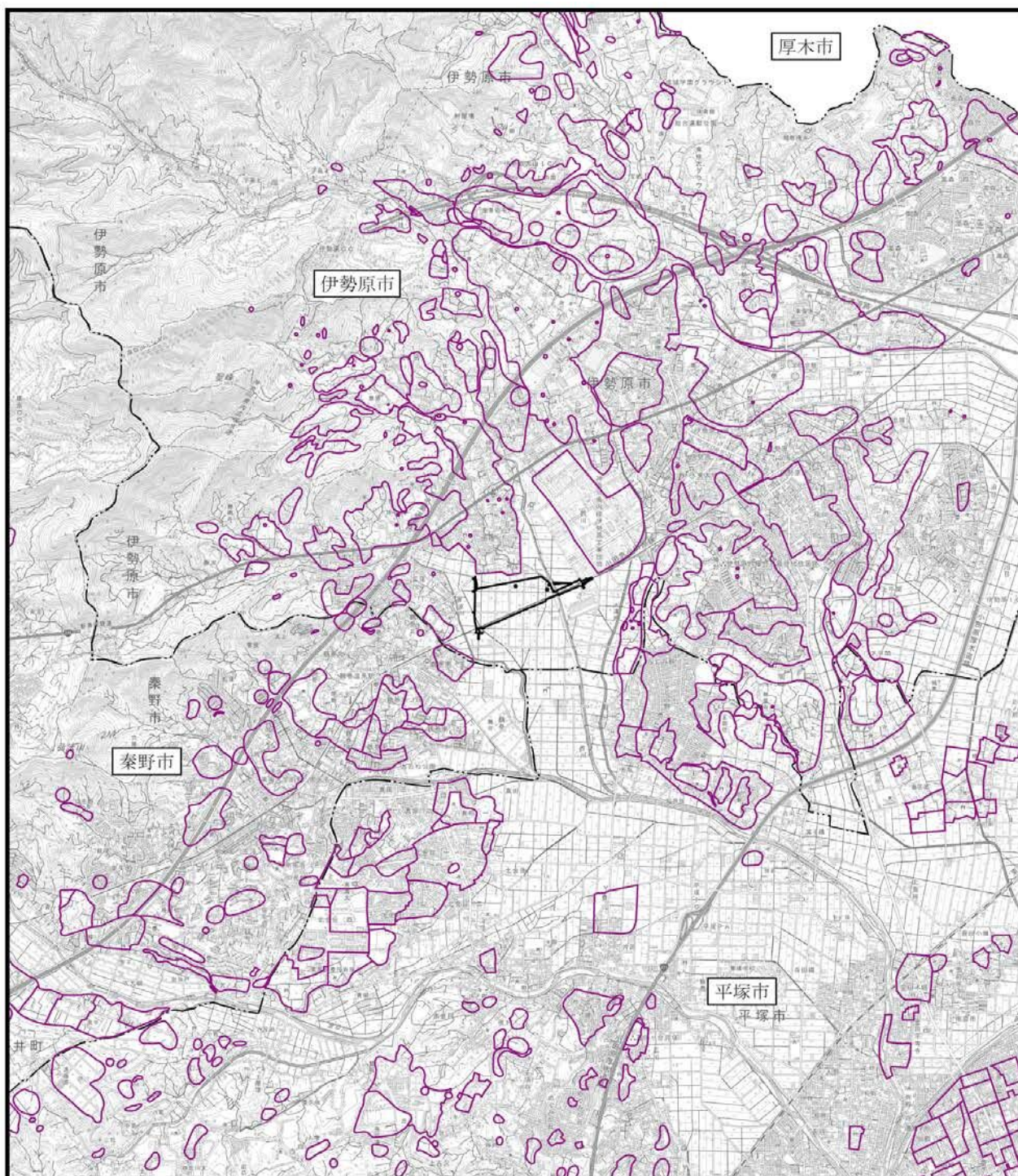
図 3-2-24 指定文化財分布状況

資料 : 「神奈川県文化財目録 (市町村別)」 (令和 4 年 5 月 神奈川県)
「指定文化財」 (いせはら文化財サイト 令和 4 年 9 月閲覧)
「平塚市内の指定・登録文化財一覧」
(平塚市ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧)
「秦野市域の指定・登録文化財」 (秦野市ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧)



1:50,000

0 1 2km



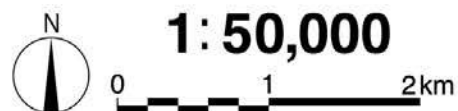
凡 例

☐ : 实施区域

———：市 界

：埋藏文化財包蔵地

資料：「神奈川県遺跡分布地図（伊勢原市 No.1、No.2）」
 （令和3年12月 伊勢原市）
 「ひらつかわくわくマップ 埋蔵文化財」
 「平塚市ホームページ 令和4年9月閲覧」
 「周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡地図）」
 （秦野市ホームページ 令和4年9月閲覧）



2) レクリエーション資源の分布

実施区域周辺のレクリエーション資源の分布状況は、表 3-2-59 及び図 3-2-26 に示すとおりである。

表 3-2-59 レクリエーション資源の状況

地点 番号	区分	市	名称
1	公園	伊勢原市	県立いせはら塔の山緑地公園
2			こどもスポーツ広場
3			鈴川公園
4			市ノ坪公園
5			上満寺多目的スポーツ広場
6			千津ふれあい公園
7			谷戸岡公園
8			市民の森ふじやま公園
9			伊勢原市総合運動公園
10			丸山城址公園
11		秦野市	NITTANパークおおね
12			ひかりの街公園
13		平塚市	金目親水公園
14			塚越公園
15			花菜ガーデン 神奈川県立 花と緑のふれあいセンター
16			王御住公園
17			木村植物園 湘南ひらつかパークゴルフ場
18	花の名所	伊勢原市	小田急線沿線のひまわり
19			比々多地区のチューリップ
20			三嶋神社のしだれ桜
21			洞昌院のしだれ桜
22		平塚市	金目川と観音堂の桜並木
23			渋田川の桜並木
24	ウォーキングコース	伊勢原市	伊勢原市ウォーキングコース 鈴川リバーサイドを歩く
25			伊勢原市ウォーキングコース 絶景！塔の山緑地公園から市街を望む
26			伊勢原市ウォーキングコース 矢倉沢住還道（大山街道）をゆく！
27			伊勢原市ウォーキングコース 見どころ満載!!文化財巡り
28			伊勢原市ウォーキングコース 緑と歴史の中へ
29			伊勢原市ウォーキングコース 岡崎城跡と岡崎の旧道をゆく
30			関東ふれあいの道（首都圏自然歩道） 太田道灌・日向薬師のみち
31			関東ふれあいの道（首都圏自然歩道） 弘法大師と桜のみち
32		秦野市	鶴巻あじさい散歩道

注) 地点番号は、図3-2-26と対応する。

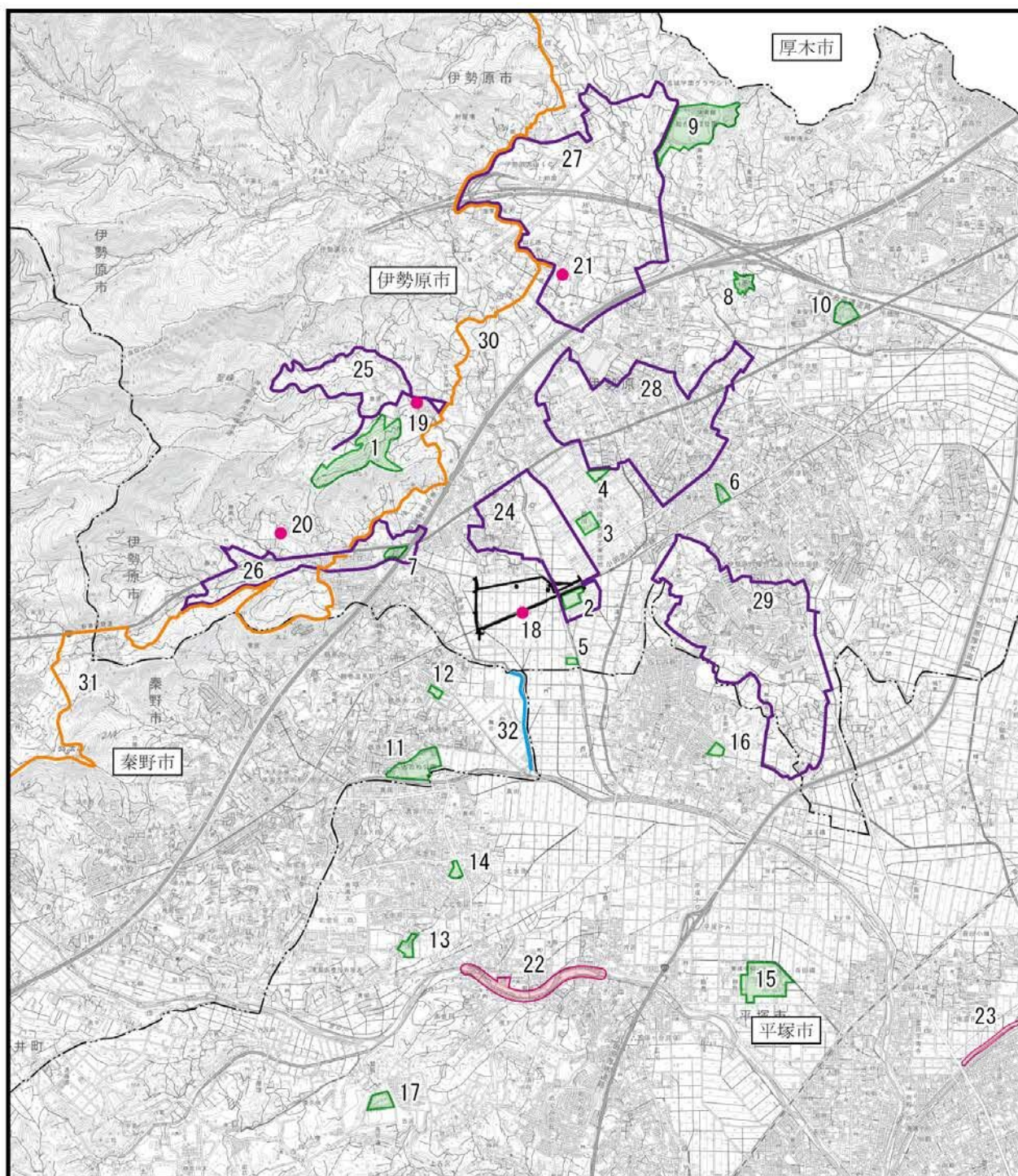
資料) 「伊勢原ガイドマップ」(令和3年3月 一般社団法人伊勢原市観光協会)

「はだのガイド」(令和3年3月 秦野市観光振興課)

「湘南ひらつか観光マップ」(令和2年3月 一般社団法人平塚市観光協会)

「伊勢原市ウォーキングガイド」(平成27年3月 伊勢原市)

「関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）」(神奈川県自然環境保全センター、令和4年9月閲覧)



凡 例

□ : 実施区域

— : 市 界

■ : 公 園

● : 花の名所

図 3-2-26 レクリエーション資源の状況

ウォーキングコース

— : 伊勢原市ウォーキングコース

— : 関東ふれあいの道

— : 鶴巻あじさい散歩道

資料 : 「伊勢原ガイドマップ」(令和 3 年 3 月 一般社団法人伊勢原市観光協会)

「はだのガイド」(令和 3 年 3 月 秦野市観光振興課)

「湘南ひらつか観光マップ」

(令和 2 年 3 月 一般社団法人平塚市観光協会)

「伊勢原市ウォーキングガイド」(平成 27 年 3 月 伊勢原市)

「関東ふれあいの道(首都圏自然歩道)」

(神奈川県自然環境保全センター 令和 4 年 9 月閲覧)



1:50,000

0 1 2km

3) 地域景観の特性状況

伊勢原市は、神奈川県の中東部、湘南地域に位置し、大山の眺望や緑豊かな里地里山と田園風景が広がる。北西は大山を境に秦野市と隣接し、南の平塚市にかけて緩やかに傾斜し、金目川水系の鈴川や善波川が流れている。北から東は厚木市と接しており、大山の裾野が相模川にかけて広がっている。

「伊勢原市景観条例」（平成 25 年 12 月 伊勢原市条例第 26 号）では、市全域を景観計画区域とする「伊勢原市景観計画」（平成 25 年 12 月 伊勢原市）が策定された。景観計画において市を代表する景観づくりの基本方針は以下のとおり示されている。

【交流とにぎわいをテーマとした顔づくり】

- ・伊勢原駅周辺地区は、本市の玄関口にふさわしいにぎわいと活力のある景観形成を進める。
- ・人々が憩い集うことができる、開放感のある景観形成を進める。
- ・回遊性を高め、歩行者にとって快適で楽しい景観形成を進める。
- ・建築物や広告物等を適切に誘導し、まとまりや秩序の感じられる景観形成を進める。

【もてなしをテーマとした顔づくり】

- ・伊勢原駅や愛甲石田駅周辺地区や中央通り地区、行政センター地区については、誰もが心地よさを感じることができるホスピタリティ表現豊かな景観形成を進める。
- ・建築物の形態・意匠や色彩、また配置などを適切に誘導し、秩序ある景観形成を進める。
- ・公園緑地やオープンスペースの維持・保全や新たな創出などにより、心地よく滞留することができる景観形成を進める。
- ・公共空地への花壇の設置や店先の植栽やプランターの設置などにより、花や緑あふれる景観形成を進める。
- ・店構えの意匠や看板などの工夫により、心地よく買い物や飲食などを楽しめる景観形成を進める。
- ・歩行者にやさしい空間の創出に努め、楽しく歩くことのできる景観形成を進める。
- ・伊勢原の歴史・文化、また大山とのつながりなど、伊勢原らしさを感じることができる景観形成を進める。

【歴史・文化をテーマとした顔づくり】

- ・大山や日向地区について、大山阿夫利神社、大山寺、日向薬師などの建造物や伝統的行事など歴史・文化的資源との調和に配慮した景観形成を進める。
- ・旧道や玉垣、道標などを大切にし、歴史・文化の薫る景観形成を進める。
- ・先導師旅館のまちなみやこま参道などについて、建築物や工作物等の形態・意匠や色彩誘導などを検討し、誰もが歴史・文化を実感できる景観形成を進める。
- ・丹沢大山国定公園地区や県立丹沢大山自然公園地区などの自然の緑と調和した景観形成を進める。

【新たな交流をテーマとした顔づくり】

- ・伊勢原大山インターチェンジ周辺地区について、自然や歴史・文化的資源、また大山の眺望などと調和した景観形成を進める。
- ・また、周辺環境と調和した土地利用や建築物及び工作物等のデザイン誘導など、また公共施設の整備により、一体としてまとまった新たなまちの交流拠点にふさわしい景観形成を進める。